

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市議員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市議員以外の者の参加者数
		契約金額当初	変更経通	最終(現時点)							
001	令和5年度個人市民税の均等割減制度の廃止に伴う福祉施設の経過措置に係る「福祉施設経過措置フォローアップセンター」における一部業務	30,950,992		30,950,992	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和5年度避難行動要支援者名簿に係る意向確認業務	10,902,408		10,902,408	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(ほくほく分)	27,009,410		27,009,410	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都ライトハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(らしく分)	27,009,410		27,009,410	保健福祉局障害保健福祉推進室	医療法人社団ウエノ診療所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(きらリンク・にしじん分)	69,048,634		69,048,634	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人西陣会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(らくなん・らくとう分)	61,533,727		61,533,727	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都身体障害者福祉センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(からしだねセンター分)	27,009,410		27,009,410	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人ミッションからしだね	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(だいが分)	28,282,557		28,282,557	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(うきょう・らくさい分)	62,806,874		62,806,874	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(西京分)	27,009,410		27,009,410	保健福祉局障害保健福祉推進室	特定非営利活動法人なんてん	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(あいりん分)	33,251,170		33,251,170	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人イエス団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(ふかくさ分)	27,009,410		27,009,410	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(かけはし分)	28,282,557		28,282,557	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人伏見ふれあい福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	障害支援区分認定調査業務委託(南山城学園)	予定総額 11,064,000		11,064,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人南山城学園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	京都市障害者24時間相談体制等構築事業における京都市障害者休日・夜間相談受付センターの運営委託	15,577,856		15,577,856	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人南山城学園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	障害者総合支援法における給付費等の国民健康保険団体連合会への寄託支払事務委託	予定総額 56,661,553		56,661,553	保健福祉局障害保健福祉推進室	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	京都市発達障害者支援センター運営事業委託	90,332,378		80,332,378	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和5年度～7年度特定医療費支給認定等事務	283,179,800		283,179,800	保健福祉局障害保健福祉推進室	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
019	令和5年度精神科救急情報センター運営事業委託	27,382,000		27,382,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	一般社団法人 京都精神保健福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	京都市地域リハビリテーション推進センターほか2施設の建設に伴う移転業務等委託	28,876,628		28,876,628	保健福祉局障害保健福祉推進室	SBSロジコム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
021	身体障害者社会参加促進事業(養成及び派遣事業分)委託	50,221,000		50,221,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	京都市障害者社会参加推進センター運営事業委託	6,356,999		6,356,999	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023	身体障害者相談事業委託	9,789,856		9,789,856	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	視覚障害者生活指導員派遣等事業委託	38,187,000		38,187,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025	特別全国障害者スポーツ大会派遣事業	16,177,000		16,177,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益財団法人京都市障害者スポーツ協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026	京都市障害者職場定着支援等推進センター事業委託	16,106,000		16,106,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	京都市障害者職場定着支援等推進センター南部分室事業委託	5,340,000		5,340,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	一般財団法人長岡記念財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう			
		当初	変更経過	最終(現時点)					プログラムの企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市議員以外の者の参加の有無		
028	令和5年04月01日	はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業委託	14,000,000		14,000,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	株式会社ヒューマンフォーラム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
029	令和5年04月01日	住居確保給付金支給事業委託	81,490,000		81,490,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
030	令和5年04月01日	チャレンジ就労体験事業委託	26,172,000		26,172,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031	令和5年04月01日	就労意欲喚起等支援事業委託	137,488,416		137,488,416	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	株式会社東京リーガルマインド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032	令和5年04月01日	令和5年度京都市ホームレス居宅定着支援事業(支援員の配置・緊急一時宿泊施設)の実施に係る委託	8,493,000		8,493,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
033	令和5年04月01日	令和5年度京都市ホームレス自立支援センター事業運営委託	40,923,000		40,923,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
034	令和5年04月01日	令和5年度京都市ホームレス訪問相談事業委託(緊急一時宿泊事業及び生活再建一時宿泊事業)	36,889,000		36,889,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
035	令和5年04月01日	令和5年度京都市ホームレス能力活用推進事業委託	5,097,000		5,097,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036	令和5年04月01日	令和5年度京都市ホームレス訪問相談事業委託(路上)	13,848,000		13,848,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	特定非営利活動法人ゆい	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
037	令和5年04月01日	令和5年度下京総合福祉センターに係る建物管理業務委託	17,988,000		17,988,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
038	令和5年04月01日	令和5年度年金検討員派遣事業委託	31,680,000		31,680,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都府社会保険労務士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039	令和5年04月01日	生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業(令和5年度分)	16,106,860		16,106,860	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業(令和5年度分)コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
040	令和5年04月01日	生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修委託(令和5年度分)	20,950,000		20,950,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修委託(令和5年度分)コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041	令和5年05月09日	生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴う生活保護システム等のネットワーク改修及び統合専用端末の端末構築作業委託	18,624,254		18,624,254	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	「生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴う生活保護システム等のネットワーク改修及び統合専用端末の端末構築作業委託」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和5年05月19日	京都市くらし応援給付金支給業務委託	489,325,870	489,150,420	489,240,320	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都市くらし応援給付金支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
043	令和5年06月30日	京都市生活保護システム標準化に係る調達支援業務委託	9,969,000		9,969,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	情報システム監査株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
044	令和5年07月20日	令和5年10月の生活保護基準の改定等に伴う生活保護システム改修委託	29,280,000		29,280,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	「令和5年10月の生活保護基準の改定等に伴う生活保護システム改修委託」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
045	令和5年04月01日	令和5年度後期高齢者医療保険料収納業務に係る電算処理委託(総合収納システム)	5,427,643	予定総額	5,427,643	保健福祉局生活福祉部保険年金課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
046	令和5年04月01日	令和5年度国民健康保険料収納業務に係る電算処理委託(総合収納システム)	8,730,837	予定総額	8,730,837	保健福祉局生活福祉部保険年金課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
047	令和5年04月01日	令和5年度コンビニエンスストアにおける国民健康保険料の収納事務の委託	34,688,500	予定総額	34,688,500	保健福祉局生活福祉部保険年金課	三菱UFJニコス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048	令和5年04月01日	京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務について	300,171,216	予定総額	300,171,216	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
049	令和5年04月01日	令和5年度後期高齢者医療品差額通知書作成等業務委託	11,330,000		11,330,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	日本システム技術株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
050	令和5年04月01日	令和5年度京都市特定健康診査・特定保健指導等システム保守業務	8,062,000		8,062,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	日本コンピュータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
051	令和5年04月28日	国民健康保険保健事業に関する分析及びデータヘルス計画等作成支援業務	7,782,500		7,782,500	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社データホライゾン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
052	令和5年04月01日	令和5年度集団健康診査予約受付業務委託	36,969,699		36,969,699	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社JTB京都支店、京都工業株式会社の共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
053	令和5年04月01日	令和5年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導費用支払事務及びデータ管理	15,939,964	予定総額	15,939,964	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市議員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市議員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
054	令和5年04月01日	令和5年度京都市後期高齢者健康診査費用支払事務及びデータ管理	予定総額 9,579,332		9,579,332	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
055	令和5年04月01日	令和5年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導委託	予定総額 384,445,561		384,445,561	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
056	令和5年04月01日	京都府後期高齢者医療被保険者を対象にした令和5年度健康診査	予定総額 322,724,900		322,724,900	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
057	令和5年06月01日	令和5年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導	予定総額 571,859,000		571,859,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院ほか37健診機関	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
058	令和5年07月01日	令和5年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする健康診査[人間ドック健診]	予定総額 68,700,000		68,700,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院ほか37健診機関	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
059	令和5年05月28日	令和5年度特定健康診査受診勧奨業務委託	11,440,000		11,440,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	株式会社キャンサースキャン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
060	令和5年04月01日	令和5年度重度障害老人健康管理費支給事務等に係る委託	予定総額 13,403,378		13,403,378	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
061	令和5年04月01日	国民健康保険診療報酬内容審査業務	予定総額 33,719,400		33,719,400	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
062	令和5年04月01日	国民健康保険オンラインシステム端末機器等運用保守	13,255,440		13,255,440	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	国民健康保険オンラインシステム 端末機器等運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
063	令和5年04月01日	乗道整備施設及び膵炎・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託	予定総額 6,927,184		6,927,184	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	株式会社コアジャパン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
064	令和5年04月01日	第三者行為損害賠償請求事務の委託(国民健康保険、福祉医療制度等)	予定総額 5,000,000		5,000,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
065	令和5年08月09日	国民健康保険被保険者証作成及び封入封かん業務委託等	予定総額 20,440,772		20,440,772	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	TOPPANエッジ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
066	令和5年05月25日	令和5年度区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託	予定総額 23,939,300		23,939,300	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	株式会社マイナビワークス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
067	令和5年04月01日	京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託	12,671,340		12,671,340	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
068	令和5年04月01日	高齢者就労援助事業委託(公園の除草業務)	19,588,983		19,588,983	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	公益社団法人京都市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品		
069	令和5年04月01日	令和5年度全国健康福祉祭参加者派遣等事業	13,272,882		13,272,882	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都市老人クラブ連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
070	令和5年04月01日	健康すこやか学級事業	100,518,800		100,518,800	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
071	令和5年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(北区・上京区)	15,800,000		15,800,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都北医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
072	令和5年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(左京区)	15,800,000		15,800,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人左京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
073	令和5年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(中京区)	15,800,000		15,800,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人中京区在宅医療センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
074	令和5年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(下京区・南区・東山区)	15,800,000		15,800,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人下京西部医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
075	令和5年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(山科区)	15,800,000		15,800,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人山科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
076	令和5年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(右京区)	15,800,000		15,800,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人右京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
077	令和5年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(西京区)	15,800,000		15,800,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人西京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
078	令和5年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(伏見区)	15,800,000		15,800,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人伏見医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
079	令和5年04月01日	京都市地域文交合い活動創出事業の実施に係る業務委託	予定総額 90,683,000		90,683,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
080	令和5年04月01日	京都市地域包括支援センター運営事業委託	予定総額 1,405,958,035		1,405,958,035	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人七野会 他37件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学職経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学職経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
081	令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(北区・上京区)	10,288,000		10,288,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都博愛会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
082	令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(左京区)	10,288,000		10,288,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般財団法人川越病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
083	令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(中京区)	10,288,000		10,288,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	公益社団法人京都保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
084	令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(下京区・南区・東山区)	12,110,000		12,110,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人財団康生会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
085	令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(山科区)	10,288,000		10,288,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人社団浴和会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
088	令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(右京区)	10,288,000		10,288,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人新生十全会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
087	令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(西京区)	10,288,000		10,288,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都社会事業財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
088	令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(伏見区)	10,288,000		10,288,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人社団蘇生会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
089	令和5年度04月01日 京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システム保守・運用業務委託	12,303,720		12,303,720	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	富士通Japan株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
080	令和5年度08月30日 自治体システム標準化に係る健康管理システム調査業務委託	27,700,200		27,700,200	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	自治体システム標準化に係る健康管理システム調査業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
091	令和5年度04月01日 令和5年度「いきいきシニアポイント」関連業務委託	7,988,970		7,988,970	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
092	令和5年度04月01日 令和5年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務	12,069,435		12,069,435	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
093	令和5年度04月01日 令和5年度ナッジ理論等を用いた個別受診勧奨等業務委託	8,855,000		8,855,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	株式会社Godot	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
084	令和5年度04月24日 令和5年度がんセット検診委託	50,480,890	予定総額	50,480,890	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般財団法人京都予防医学センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
095	令和5年度04月01日 令和5年度前立腺がん検診委託	17,614,373	予定総額	17,614,373	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
098	令和5年度04月01日 令和5年度胃がん検診委託(個別実施)	43,882,059	予定総額	43,882,059	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
087	令和5年度04月01日 令和5年度胃がん検診委託(集団実施)	34,690,604	予定総額	34,690,604	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
088	令和5年度04月01日 令和5年度胃がんリスク層別化検診委託	7,145,970	予定総額	7,145,970	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
099	令和5年度04月01日 令和5年度肺がん検診委託	5,103,220	予定総額	5,103,220	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
100	令和5年度04月01日 令和5年度大腸がん検診委託(個別実施)	13,109,514	予定総額	13,109,514	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
101	令和5年度04月01日 令和5年度大腸がん検診委託(集団・施設実施)	19,797,800	予定総額	19,797,800	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
102	令和5年度04月01日 令和5年度乳がん検診委託(個別実施)	50,011,390	予定総額	50,011,390	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
103	令和5年度04月01日 令和5年度乳がん検診委託(集団実施)	53,543,158	予定総額	53,543,158	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
104	令和5年度04月01日 令和5年度子宮頸がん検診委託	139,230,480	予定総額	139,230,480	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
105	令和5年度04月01日 令和5年度京都市健康診査・保健指導の委託	7,722,000	予定総額	7,722,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
106	令和5年度04月01日 令和5年度京都市青年期健康診査委託	9,498,000	予定総額	9,498,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
107	令和5年度04月01日 京都市地域あんしん支援員設置事業委託	83,252,400		83,252,400	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
108	令和5年04月01日	京都市ひきこもり相談窓口運営業務委託	129,120,000		129,120,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
109	令和5年04月01日	京都市よりそい支援員設置業務委託	184,041,000		184,041,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
110	令和5年04月01日	京都市地域介護予防推進センター事業の実施に係る業務委託	510,927,000	予定総額	510,927,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般財団法人京都地域医療学際研究所 他12件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
111	令和5年04月01日	地域高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化支援及びデータ活用に係るワークショップの実施等に関する業務	5,742,000		5,742,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
112	令和5年04月01日	京都市単身高齢者万一人しんサービス事業委託	5,000,000		5,000,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
113	令和5年04月01日	京都市配食サービス事業委託	7,794,020		7,794,020	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
114	令和5年04月01日	京都市配食サービス事業委託	8,981,916	予定総額	8,981,916	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
115	令和5年04月01日	京都市配食サービス事業委託	7,989,860	予定総額	7,989,860	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人清和園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
116	令和5年04月01日	京都市配食サービス事業委託	11,220,144	予定総額	11,220,144	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人清和園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
117	令和5年04月01日	介護保険料に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務	5,656,917	予定総額	5,656,917	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
118	令和5年04月01日	介護保険料選付等事務委託	119,770,200		119,770,200	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
119	令和5年04月01日	介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守	14,135,288		14,135,288	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
120	令和5年07月25日	介護保険システムのデータ抽出、分析及び整理業務	131,447,098		131,447,098	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険システムのデータ抽出、分析及び整理業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
121	令和5年04月01日	京都市緊急通報システム事業委託	72,574,000	予定総額	72,574,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	大阪ガスコミュニティサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
122	令和5年05月01日	敬老乗車証交付等業務委託	90,970,000		92,527,800	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	パーソルテンプスタッフ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
123	令和5年04月07日	令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修(総合テスト)	11,736,560		11,736,560	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
124	令和5年05月15日	敬老乗車証交付管理システムに係る端末増設及び保守業務委託	8,346,181		8,346,181	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	敬老乗車証交付管理システムに係る端末増設及び保守業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
125	令和5年04月01日	京都市敬老乗車証交付業務委託	41,930,480	予定総額	41,930,480	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	日本郵便株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
126	令和5年04月01日	抗原検査キットを用いた高齢者施設職員等への集中検査業務	730,171,200		730,171,200	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	石黒メディカルシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
127	令和5年04月04日	市民税均等割減廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修(高額介護サービス費)(開発)	12,181,470		12,181,470	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	市民税均等割減廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修(高額介護サービス費)改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
128	令和5年04月01日	京都市地域リハビリテーション推進センター給食調理等業務委託	25,106,400		25,106,400	保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課	日清医療食品株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
129	令和5年04月01日	地域リハビリテーション推進センターにおける電力需給契約	41,398,110	予定総額	41,398,110	保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
130	令和5年04月01日	令和5年度京都市急病診療所運営業務委託	418,258,817		418,258,817	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
131	令和5年04月01日	令和5年度京都市休日急病歯科診療所運営業務委託	40,734,438		40,734,438	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
132	令和5年04月01日	令和5年度肝炎ウイルス(B型・C型)検査実施に関する委託	34,147,703	予定総額	34,147,703	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
133	令和5年05月28日	令和5年度胸部(結核・肺がん)検診の実施及び委託契約	9,587,800	予定総額	9,587,800	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都予防医学センター 他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
134	令和5年04月01日	令和5年度HIV・性感染症検査(HIV抗体等確認検査・梅毒検査)に係る血液検査、性感染症(淋菌・性器クラミジア)検査に係る尿検査等	8,304,850	予定総額	8,304,850	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社ファルコバイオシステムズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		予定総額	変更経通	最終(現時点)							
135	令和5年04月01日	京都市新型コロナウイルス陽性者フォローアップセンター運営業務委託	予定総額 487,820,158		487,820,158	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	東武トップツアーズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
136	令和5年04月01日	新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣	予定総額 14,633,030		14,633,030	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
137	令和5年04月01日	新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣	予定総額 14,542,528		14,542,528	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
138	令和5年04月01日	新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣	予定総額 94,547,245		122,117,101	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社メディカル・コンシェルジュ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
139	令和5年04月01日	新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等療養者の健康観察業務委託	12,178,598		12,178,598	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	東武トップツアーズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
140	令和5年04月01日	きょうと新型コロナ医療相談センター運営業務委託	予定総額 284,442,123		301,545,453	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
141	令和5年04月01日	令和5年度感染症自己報告システムの運用支援業務委託	6,380,000		6,380,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	ネオス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
142	令和5年04月01日	新型コロナウイルス感染症重症患者移送業務委託	10,774,400		10,774,400	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	都タクシー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
143	令和5年04月01日	新型コロナウイルス核酸検出検査業務(PCR検査)委託	142,582,500		142,582,500	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	エムケイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
144	令和5年04月01日	新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査業務委託	52,784,000		62,784,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	国立大学法人京都大学	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
145	令和5年04月01日	重症化リスクの高い自宅療養者に対する24時間医療管理コーディネート及び医療管理業務委託	38,988,193		38,988,193	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人KISA2隊	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
148	令和5年04月01日	令和5年度食鳥検査の実施委託	12,938,000		12,938,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	公益社団法人京都保健衛生協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
147	令和5年04月01日	令和5年度民泊通報・相談窓口運営業務等委託	52,983,442		52,983,442	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
148	令和5年04月01日	令和5年度住宅宿泊事業法等の適正な運営を確保するためのコンサルタント業務委託	9,989,989		9,989,989	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	TMI総合法律事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
149	令和5年04月01日	宿泊施設の調査業務等への従事者派遣業務委託	13,840,902		13,840,902	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
150	令和5年04月01日	令和5年度市営墓地の清掃・処分業務委託	5,637,500		5,637,500	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	特定非営利活動法人京都市高齢者福祉事業団	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品		
151	令和5年04月01日	令和5年度中央斎場火葬設備定期保守点検業務委託	43,885,800		43,885,800	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社富本工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
152	令和5年04月01日	令和5年度中央斎場告別ホール等業務委託	31,548,000		31,548,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社富本工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
153	令和5年04月01日	令和5年度中央斎場残骨灰減容化等業務委託	7,427,904		7,427,904	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社三豊	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
154	令和5年05月08日	京都市中央斎場第二別館汚物伊改修工事	143,000,000		143,000,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社富本工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
155	令和5年04月01日	令和5年度死獣運搬及び焼却業務委託	13,235,959		13,235,959	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社雑名川動物霊園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
156	令和5年04月01日	令和5年度狂犬病予防注射済票等交付事務及び注射済票交付手数料等徴収事務委託	8,423,800		8,423,800	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	公益社団法人京都市獣医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
157	令和5年04月20日	新型コロナワクチン集団接種に関する事務委託(京都私立病院協会)	予定総額 27,979,600		31,444,708	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人 京都私立病院協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
158	令和5年04月01日	令和2～4年度京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託の残務処理委託	29,085,481		29,085,481	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	日本トータルテレマーケティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
159	令和5年04月01日	令和5年度新型コロナワクチン接種予約システムの運営に係る委託	予定総額 9,792,090		13,908,510	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
160	令和5年04月01日	新型コロナワクチン接種事業に係る接種券等作成業務委託(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)	34,020,580		34,020,580	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社イセトー	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
161	令和5年04月01日	新型コロナワクチン接種券再発行等事務処理業務委託	222,593,548		305,142,531	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都市新型コロナウイルスワクチン接種券再発行等事務処理業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	2	

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
182 令和5年04月01日	新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務委託	予定総額 465,964,084	変更経過 461,598,084	最終（現時点） 574,558,317	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
183 令和5年04月01日	新型コロナウイルスワクチン等の受入れ、保管、小分け及び集配送業務委託	予定総額 130,203,548		185,305,318	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	佐川グローバルロジスティクス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
184 令和5年04月01日	新型コロナワクチン接種事業関連物品保管・入出庫等業務委託	予定総額 11,186,100		14,228,500	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社中央倉庫	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
185 令和5年04月20日	新型コロナワクチン集団接種会場設営等業務委託（令和5年春開始接種）	予定総額 16,935,800		16,935,800	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社コスギ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
186 令和5年04月20日	新型コロナワクチン集団接種会場運営等業務委託（令和5年春開始接種）	予定総額 16,786,668		16,786,668	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	近畿日本ソーリス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
187 令和5年07月25日	新型コロナワクチン予約システムへの接種記録のインポート業務委託	予定総額 7,502,000		10,880,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
188 令和5年08月31日	新型コロナワクチン接種事業に係る接種券等作成業務委託（令和5年10月1日から令和5年12月31日まで）	予定総額 5,974,806		5,974,806	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社イセト	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
189 令和5年08月31日	新型コロナワクチン集団接種会場運営等業務委託（令和5年秋開始接種）	予定総額 14,783,055		14,783,055	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	エムケイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
170 令和5年04月01日	令和5年度風しん抗体検査実施に関する委託	予定総額 75,944,814		75,944,814	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会 他25件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
171 令和5年04月01日	令和5年度予防接種実施委託	予定総額 4,348,812,376		4,346,817,065	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会 他126件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
172 令和5年04月01日	令和5年度予防接種審査支払事務委託	予定総額 38,881,619		38,806,247	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
173 令和5年08月01日	令和5年度高齢者インフルエンザ予防接種コールセンター運営等業務委託	40,825,079		40,825,079	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都市高齢者インフルエンザ予防接種業務運営コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
174 令和5年04月01日	令和5年度京都市感染症発生動向調査事業業務委託	6,830,000		6,830,000	保健福祉局衛生環境研究所	ファイティングボース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
175 令和5年04月01日	令和5年度京都市環境情報処理システム保守業務委託	8,585,854		8,585,854	保健福祉局衛生環境研究所	環境計画株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
176 令和5年04月01日	令和5年度「京都市自殺総合対策業務」委託	7,405,201		7,405,201	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
177 令和5年04月01日	令和5年度自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳交付事務等に係る労働者派遣業務	予定総額 13,423,806		13,423,806	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
178 令和5年04月01日	令和5年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょうこころほっとてんわ～」業務委託	19,910,000		19,910,000	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	株式会社法研	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置に係る「福祉施策経過措置フォローアップセンター」における一部業務

2 担当所属名

保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課

3 契約締結日

令和5年6月9日

4 履行期間

令和5年6月9日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通四条下水銀屋町6-1-2 四條烏丸ビル6階
アデコ株式会社京都支社

6 契約金額（税込み）

30,950,992円

7 契約内容

個人市民税均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置実施にあたり、保健福祉総務課に設置する「福祉施策経過措置フォローアップセンター」において行う業務の一部

- (1) マネジメント業務（事業全体の進捗管理や各種事業間の調整等）
- (2) 経過措置の対象者及び対象となりうる者の管理業務（管理システムの構築等）
- (3) 電話等対応業務
- (4) 経過措置の対象となりうる者に対する通知書等の作成及び発送

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和5年10月にフォローアップセンターを開設する必要がある中、短い準備期間で、個人市民税均等割減免制度廃止に伴い利用料金等で影響が生じる47施策分の対象者を個人単位及び世帯単位で一括管理することができるシステムを構築し、そのシステムを活用した電話対応及び対象者への周知文等の発送フローを構築し、遅滞等なく事業運営する必要がある。

このため、これら一連の業務について、効果的かつ効率的な事業運営を推進するためには、競争入札は適さない。システム開発、コールセンター業務、オペレーション業務等の幅広いノウハウを持つ民間事業者を活用するため、公募型プロポーザル方式で選定を行い、最も評価の高かった上記事業者と随意契約を行った。

なお、今回、応募者が1者であったが、受託候補者審査基準に基づき、書面審査及びプレゼンテーション審査を実施のうえ、受託候補者選定会議を行った結果、採点結果が一定点数（70点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断されたため、受託候補者として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度避難行動要支援者名簿に係る意向確認業務
- 2 担当所属名
保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月6日
- 4 履行期間
令和5年4月6日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所
- 6 契約金額（税込み）
10,902,408円
- 7 契約内容
災害時の避難行動に特に配慮を要する方を登録した避難行動要支援者名簿に新たに登録される方に対して、地域への個人情報の提供に同意するか否かを確認する書類を作成及び郵送し、意向確認を行い、返送のあった調査票に記載された意向確認対象者の個人情報及び同意状況について、正確かつ迅速にデータ化し、本市に納品する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務では、年間18,000人と想定される新規名簿登録者に対する意向確認書類の発送及び意向確認結果の正確なデータ化を短期間で行う必要があるため、業務委託により実施する。その実施に際しては、事業者がこれまで培ってきたノウハウや正確なデータ入力に係るシステム設計技術、経験等により、履行内容や履行方法に顕著な差異が現れることが予想できるため、競争入札により、価格のみの要素で契約を行うことは適切ではないため、プロポーザル方式による公募及び選定を行うこととした。
プロポーザルにおいて1社のみ応募であったが、本市が定める一定の基準を上回っており、受託候補者として選定のうえ、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（ほくほく分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11番地
社会福祉法人京都ライトハウス
- 6 契約金額（税込み）
27,009,410円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う北部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（らしく分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区田中上柳町2-1
医療法人社団ウエノ診療所
- 6 契約金額（税込み）
27,009,410円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う北部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（きらリンク・にしじん分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430番地の2
社会福祉法人西陣会
- 6 契約金額（税込み）
69,048,634円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う北部圏域（障害者地域生活支援センター「きらリンク」）及び中部圏域（障害者地域生活支援センター「にしじん」）においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（らくなん・らくとう分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院西定成町35番地
社会福祉法人京都身体障害者福祉センター
- 6 契約金額（税込み）
61,533,727円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う中部圏域（障害者地域生活支援センター「らくなん」）及び東部圏域（障害者地域生活支援センター「らくとう」）においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（からしだねセンター分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区勸修寺東出町75
社会福祉法人ミッションからしだね
- 6 契約金額（税込み）
27,009,410円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う東部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（だいが分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
28,282,557円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う東部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（うきょう・らくさい分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
62,806,874円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う西部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（西京分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区山田四ノ坪町12番地の7
特定非営利活動法人なんてん
- 6 契約金額（税込み）
27,009,410円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う西部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（あいりん分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号
社会福祉法人イエス団
- 6 契約金額（税込み）
33,251,170円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う南部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（ふかくさ分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59・60
社会福祉法人京都老人福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
27,009,410円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う南部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（かけはし分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区京町6丁目61
社会福祉法人伏見ふれあい福祉会
- 6 契約金額（税込み）
28,282,557円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う南部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害支援区分認定調査委託（南山城学園）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府城陽市富野狼谷2番地1
社会福祉法人 南山城学園
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,064,000円
- 7 契約内容
障害者福祉施設等入所者及び福祉サービス利用者に係る障害支援区分認定の更新等に伴い必要となる障害支援区分認定調査委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - 認定調査の内容は、①障害のある方本人及び家族等の状況や、現在利用されている障害福祉サービス等の内容及び家族の介護状況等を調査（概況調査）し、②障害のある方について、心身の状況を把握するために必要となる80項目の調査（基礎調査）及び当該調査について特に具体的な状況の記載が必要な事項（特記事項）の調査を行う。このため、調査を行う者については、障害のある方等についての保健、医療及び福祉に関する専門的知識及び技術を有するとともに、都道府県等が実施する障害支援区分認定調査員研修を終了した者であることが必要となっている。（障害者総合支援法第20条第3項及び障害者総合支援法施行規則第10条）
 - 認定調査の内容は、個人の秘密事項に関するものであり、極めて強い守秘義務が要求される。
 - 認定調査の委託先としては、障害者総合支援法による都道府県の指定を受けた指定一般相談支援事業者等に限定される。

以上の3点から、価格競争のみよって契約相手方を決定する競争入札は本件に適していないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

障害支援区分認定調査について、市町村は、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者等に委託することができる。また、左記の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、厚生労働大臣が定める研修を修了した、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する者に当該委託に係る調査を行わせるものとする、とされている。

現状では、調査対象者の認定調査を引き受ける人員体制等が整っている事業所は、社会福祉法人南山城学園のみであり、ほかに委託できる指定一般相談支援事業者がないことから、委託先として選定している。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市障害者24時間相談体制等構築事業における京都市障害者休日・夜間相談受付センターの運営委託

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府城陽市富野狼谷2番地1
社会福祉法人 南山城学園

6 契約金額（税込み）

15,577,655円

7 契約内容

京都市内に住まう障害者及びその家族等からの、休日・夜間における電話及びFAXでの相談等に対応する。また、短期入所事業所等の緊急受入れの可否等の情報を集約し、休日・夜間の相談支援事業所等からの電話及びFAXでの問合せに応じ情報提供を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

障害者等からの相談等への対応には安定的な運営基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根差した支援を行うためには一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、本市の障害者緊急短期入所事業を受託し、夜間に緊急時の受入先を確保しているとともに、いつでも誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供を目指して、共生・共助の地域づくりに貢献しており、安定的な運営基盤及び専門性を有している。また、平成28年度からの京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業における夜間・早朝相談受付専用電話の運営（平成29年度終了）を担い、本事業と同様の事業の運営実績がある唯一の法人であるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害者総合支援法における給付費等の国民健康保険団体連合会への審査支払事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）56,661,553円
- 7 契約内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める介護給付費等給付事務及び地域生活支援事業における審査及び支払事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
障害者総合支援法第29条第7項、第51条の14第7項及び第51条の17第6項により当該事務を委託できるのは国民健康保険団体連合会と定められているため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8に同じ
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市発達障害者支援センター運営事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
90,332,378円
- 7 契約内容
京都市発達障害者支援センターの運営及び使用料の徴収事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件契約は、発達障害者に対して療育、相談や就労支援等の総合的な支援を行う本市の拠点施設である京都市発達障害者支援センターの運営委託を内容とするものであり、発達障害への対応については、特性を理解するために極めて高い専門性が必要とされることから、契約の性質が競争入札に適さない。
上記法人は、発達相談や自閉症外来を備えている京都市児童療育センターの管理受託において実績を有しており、自閉症等の特有な発達障害への総合的な支援を実施できる。本市域においてこのような団体はほかにないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度～7年度特定医療費支給認定等事務
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筭町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
283,179,600円
- 7 契約内容
難病法に基づく難病患者に対する医療費助成（特定医療費（指定難病）助成制度）の支給認定等の事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
上記事務の運営に当たって、「適切・丁寧で市民からの理解と信頼を得られる運営」、「効率的かつ効果的な運営」、「安定的かつ円滑な業務運営」を本市の方針としており、これを達成するためには、業務への精通、高度な知識、豊富な経験やノウハウ等が不可欠である。このため、本契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格以外の要素も勘案し、契約の相手方を選定する必要があると考え、公募型プロポーザル方式により、選定した事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度精神科救急情報センター運営事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区丸太町通黒門東入ル藁屋町536番地1 元待賢小学校3階
一般社団法人京都精神保健福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
27,382,000円
- 7 契約内容
精神科救急医療に係る電話相談、精神科救急医療を提供する病院の紹介及び調整、医療機関・関係機関との連絡調整、そのほか精神科救急情報センターに関連する業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
夜間・休日等に精神状態の増悪をきたし、緊急に精神科医療を必要とする者に対し、精神科救急医療に関する相談対応及び精神科病院への受療調整などを行うという業務の性質上、迅速かつ適切な業務遂行が求められることから、精神障害者に対する深い知識と理解及び関係機関との密接な連携が必要不可欠である。
受託業務の専門性が高いことから競争入札には適さないため、精神障害者に対する相当な知識と理解及び関係機関との協力体制を兼ね備えるなど、活動実績のある法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域リハビリテーション推進センターほか2施設の建設に伴う移転業務等委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年3月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
SBSロジコム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,876,628円
- 7 契約内容
京都市地域リハビリテーション推進センターほか2施設の旧施設から新施設への移転計画の策定及び移転業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、新施設の建設に伴い、旧施設から新施設へ移転するに当たり、綿密な移転計画の策定とこれに基づく細やかな調整及び効率的な作業を行い、行政サービスはもとより、医療サービスの提供に影響を及ぼすことなく円滑な移転を実施することが必要であるため、これらを滞りなく行える事業者と契約するためにプロポーザル方式で契約の相手方の選定を行い、最も評価の高かった同社と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
身体障害者社会参加促進事業（養成及び派遣事業分）委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
50,221,000円
- 7 契約内容
意思疎通支援者の派遣及び養成を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の契約内容は、意思疎通支援者の派遣及び養成という専門性を要するものであり、聴覚障害者の支援に関する専門的知識等が必要であることから、契約の性質が競争入札に適さない。
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、情報提供施設である京都聴覚言語障害センターの指定管理者であり、意思疎通支援者の派遣及び養成について、事業の実施に必要なスタッフを有し、本事業を組織的に実施することのできる唯一の団体であることから、同法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者社会参加推進センター運営事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生坊城町19番地の4
公益社団法人京都市身体障害者団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
6,358,999円
- 7 契約内容
京都市障害者社会参加推進センターの運営を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約内容が社会参加の推進に関する事業の実施、調査研究等を委託するというものであり、障害保健福祉に関する高い専門性等が必要であることから、競争入札に適さない。
公益社団法人京都市身体障害者団体連合会は、京都市内に居住する身体障害者で構成する団体の組織活動を推進し、本市域における身体障害者の福祉の増進、社会への完全参加と平等の達成を図ることを目的として活動しており、当該センター運営を行ううえで必要な人材を有している。本市域においこのような法人はほかにないため、同法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
身体障害者相談事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生坊城町19番地の4
公益社団法人京都市身体障害者団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
9,769,656円
- 7 契約内容
身体障害者相談事業（結婚相談、福祉機器相談、法律相談、住環境相談）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約内容が社会参加の推進に関する事業の実施、調査研究等を委託するというものであり、障害保健福祉に関する高い専門性等が必要であることから、競争入札に適さない。
公益社団法人京都市身体障害者団体連合会は、京都市内に居住する身体障害者で構成する団体の組織活動を推進し、京都市域における身体障害者の福祉の増進、社会への完全参加と平等の達成を図ることを目的として活動しており、昨年度までの事業実績及び事業の実施に必要なスタッフを有している。このような法人は本市域においてほかにないため、同法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
視覚障害者生活指導員派遣等事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11番地
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）
36,167,000円
- 7 契約内容
視覚障害者生活指導員の派遣等事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、疾病、事故等により視覚障害者となることで生活環境に大きな変化があり、特別な支援を必要とする者に対して、視覚障害者生活指導員（以下「指導員」という。）を派遣し、自立した生活に必要な指導や助言等を行うものであり、委託内容が視覚障害に関する高度の専門性を要するものであることから契約の性質が競争入札に適さない。
公益社団法人京都府視覚障害者協会は、京都府下及び市内において視覚に障害のある者を総括的に組織し、視覚に障害のある者の社会参加の促進を目的として活動している団体であることから、本事業の対象者を把握することが可能であるとともに、事業の実施に必要な視覚障害に関する専門的知識を持つスタッフを有している。このような団体は本市域においてほかになく、本事業を実施することができる唯一の団体であるため、委託先として選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
特別全国障害者スポーツ大会派遣事業
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野玉岡町5番地
公益財団法人京都市障害者スポーツ協会
- 6 契約金額（税込み）
16,177,000円
- 7 契約内容
特別全国障害者スポーツ大会に出場する選手の選考や強化練習の実施等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
上記委託内容は障害者スポーツに関する高い専門性を要するものを含むため、競争入札に適さない。上記の法人は京都市内においてこの京都市における障害者スポーツの核として活動を続けており、事業実施に必要なスタッフと長年の実績を有している。このため、同法人以外に委託内容を履行できる団体はないことから、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者職場定着支援等推進センター事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 16,106,000円
- 7 契約内容
 - ・就労及び就労に関する生活面での相談及び指導・助言
 - ・就労者に関する雇用管理に係る助言や就労者と企業等との調整及び問題の早期解決
 - ・市内の障害者就労支援事業所、総合支援学校等が行う就労支援・定着支援に対する適切なサポート
 - ・就労モチベーションを長期にわたり維持・向上させるための環境づくり
 - ・長期的な定着状況の把握・分析と各種就労支援関係会議への情報提供
 - ・その他事業目的を推進するために必要な事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市域における障害のある人の長期就労をサポートする同センターは、“京都障害者就業・生活支援センター”と連携し、仲間づくり支援の実施や同センター登録者の長期就労の状況を調査するなどにより、京都市域における長期就労環境の構築を行っている。このため、同センターの運営に当たっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもつ団体と契約する必要がある、契約の性質が競争入札に適さない。

同法人は、定着支援業務の実績や障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもち、障害のある方の就業面での支援や仕事を行うために必要な生活面での支援を実施する「京都障害者就業・生活支援センター」を運営し、就業・生活支援から定着支援までを、切れ目なく一体的に支援できる唯一の団体であるため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市障害者職場定着支援等推進センター南部分室事業委託

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府長岡京市友岡4丁目18番1号
一般財団法人長岡記念財団

6 契約金額（税込み）

5,340,000円

7 契約内容

- ・就労及び就労に関する生活面についての相談、指導及び助言
- ・就労者に関する雇用管理に係る助言や就労者と企業等との調整及び問題の早期解決
- ・市内の障害者就労支援事業所、総合支援学校等が行う就労支援・定着支援に対する適切なサポート
- ・就労モチベーションを長期にわたり維持・向上させるための環境づくり
- ・長期的な定着状況の把握と効果的な定着支援へのフィードバック
- ・その他事業目的を推進するために必要な事項

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市域において障害のある人の長期就労をサポートする同センターは、“京都障害者就業・生活支援センター”と一体的連携を行うことにより、仲間づくり支援の実施やセンター登録者の長期就労の状況を調査するなどにより、京都市域における長期就労環境の構築を行っている。同センターの運営に当たっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもつ団体と契約する必要があり、契約の性質が競争入札に適さない。

平成30年度から法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加されるなど、精神障害のある方の就労、定着支援のニーズが今後飛躍的に増加していくことが見込まれているため、京都市障害者職場定着支援等推進センターに、新たに南部分室を設置したうえで、精神障害者対応の専門人員（精神障害者職場定着支援員）を配置して対応することとなった。

推進センター南部分室の運営にあたっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある方の就業に係る生活支援や就労支援のノウハウを持ち、就業・生活支援から定着支援までを、切れ目なく一体

的に支援できる唯一の団体である上記法人に事業委託をする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町通蛸薬師上ル式部町261番地
株式会社ヒューマンフォーラム
- 6 契約金額（税込み）
14,000,000円
- 7 契約内容
障害のある人が様々なかたちで関わった製品を「はあと・フレンズ」としてブランド化し、その振興を図ることによる福祉的就労の底上げを図る。
また、障害のある人の多様な働き方を広く支援していくために、製品の開発・生産・販売の新しい事業モデルづくりを、企業、大学、市民等と連携して行うことでプロジェクトを推進し、製品開発や販路拡大における企業との連携機会を創出するとともに、障害者理解を促進し、将来の雇用機会の創出を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該委託事業の業務実施にあたっては、店舗運営、出店販売、福祉施設職員対象の研修の実施等、業務内容は多岐に渡り、優れた企画を有する事業者へ委託する必要があるため、競争入札による価格のみの要素で契約を行うことは適切ではない。このため、プロポーザル（企画提案競争）方式による提案業者の審査を行い、最も評価点の高かった上記事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

委託先の選定に当たっては、プロポーザル（企画提案競争）方式による提案業者の審査を行った結果、株式会社ヒューマンフォーラムを契約の相手方とした。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住居確保給付金支給事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
81,490,000円
- 7 契約内容
京都市住居確保給付金支給事業に関する事務のうち、支給申請の相談受付を行う窓口業務、支給決定等に係る事務作業、受給者に対する就労支援等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件委託業務については、離職・廃業された方または個人の責めに帰すべき理由・都合によらず就業機会等が減少した方で就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃額を支給するとともに、就職に向けた支援等を実施するものであり、上記契約内容の履行においては以下の条件を全て満たすことが求められる。
 - ・利用者の就業に向けた適性把握や面接相談などの就労支援にとどまらず、生活レベルまで踏み込んだ自立支援を実施できる十分な能力を有すると認められること。
 - ・失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とする世帯に対して生活資金や住居入居資金などの貸付を行う「総合支援資金」との密接な連携が図られること。
 - ・幅広い福祉施策に精通し、必要に応じて、こうした施策へ速やかに繋げられるよう、各区・支所の保健福祉センターと密接な連携をとることが可能であること。
 - ・京都市内において、受託業務を実施する十分な体制を整えることができると認められること。これらの条件をすべて満たすことができる受託先は、生活困窮者等に対する生活支援を始めとし

て、全市レベルでの地域の社会福祉活動を総合的に推進する法人であり、市内に各区社会福祉協議会を設置し統括する京都市社会福祉協議会のほかには存在しないため、同法人と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
チャレンジ就労体験事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
26,172,000円
- 7 契約内容
長期のひきこもりにあるなど、社会や人との関わりに不安を抱き、就労に至ることが困難な者を対象とした就労体験の場の提供や体験者の支援及び就労体験先の開拓
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護受給者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の中には、長期の引きこもりや対人関係の構築の失敗等により、就労に対する不安を抱え、ひいては社会との関わりに不安や不信感を抱き、就労に至ることが困難な者が多い。こうした者を対象に、就労への関心を持たせるための動機付け、その関心を高めるための多種多様な就労体験先の提供、さらには就労体験終了後のフォローアップ等、きめ細かに寄り添い、支えることで就労や社会と関わることへの不安の払しょくを図っている。さらには自立につなげていくことを目的に、支援対象者に対する支援業務及び就労体験先開拓業務を委託するに当たっては、契約の相手方の能力、技術、経験等により、履行内容、履行方法に顕著な差異が現れるため、契約の相手方には、価格以外に就労支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、人員確保の手段、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較したうえで選定する必要がある。
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により、専門的な援助の技術力や本業務への理解度、提案内容の的確性、業務の実施体制などの観点から業者の選定を行った。応募があったのは1団体（上記法人のみ）であったが、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき5名の職員で総合評価を行った結果、社会福祉法人京都市社会福祉協議会が最低選定基準点（80点）を上回る評価点を獲得し、当事業を委託できるものと

判断したため、委託先に選定のうえ、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

就労意欲喚起等支援事業委託

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区茶屋町1-27
株式会社東京リーガルマインド

6 契約金額（税込み）

137,488,416円

7 契約内容

当事業は、就労歴や就労に対する意欲が乏しい者等、就労に向けた課題をより多く抱えた生活保護受給者及び生活困窮者の状況に応じたきめ細やかな支援を実施するため、カウンセリングに必要な資格を有するなど専門的な技術を持ったキャリアカウンセラーが、個別カウンセリングを行い、就労意欲を喚起するとともに、就職活動をサポートする。

また、就労意欲の喚起後には、雇用情勢等の労働市場に関する専門的な知識を有する求人開拓員が、生活保護受給者及び生活困窮者に求人の紹介を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業については、生活保護を受給している被保護者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者（以下、「被保護者等」という。）を対象に、個々の被保護者等の職歴や生活歴等を丁寧に把握し、きめ細かな相談を実施することで就職活動を支援する「キャリアカウンセラー業務」及びこの相談を通じて、被保護者等の意向、能力及びレベルを見極め、被保護者等一人一人に応じた求職開拓や職業マッチングを実施する「求人開拓業務」を実施することとしている。

このため、契約の相手方を選定するうえでは、価格以外に本事業に対する理解度や考え方、就労支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の手段、個人情報保護への対策等を比較する必要があるとあり、契約の目的が競争入札に適さない。

そこで、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集したところ、3事業者から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき7名の職員で総合評価を行った結果、最低選定基準点（80点）を上回る評価点を獲得し、かつ応募のあつ

た事業者のうち最も優れた提案があったため、委託先に選定のうえ、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度京都市ホームレス居宅定着支援事業（支援員の配置・緊急一時宿泊施設）の実施に係る委託

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48

公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター

6 契約金額（税込み）

8,493,000円

7 契約内容

「京都市ホームレス緊急一時宿泊事業」の実施場所として借り上げている宿泊施設（以下「緊急一時宿泊施設」という。）に入所している者の中には、矯正施設等を退所した直後の者や、薬物依存あるいは精神疾患等の疾病を抱えている者が一定数いる。これらの者は、緊急一時宿泊施設退所後にアパート等での生活に移行した後において、居宅生活を継続する意欲を保つことができず、住居を喪失し、再びホームレス状態に至ることがある。こうした課題がある者が緊急一時宿泊施設から居宅生活へ移行した後も安定した生活を送ることができるよう、支援員を配置する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の委託先選定に当たっては、単に価格のみの要素で判断することは適切ではなく、本事業に対する理解度や考え方、ホームレス等の生活困窮者支援に関するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の手段、個人情報保護への対策等を比較する必要があるため、契約の目的が競争入札に適さない。

そこで、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集したところ、応募があったのは1事業者（上記法人）のみであったが、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき4名の職員で総合評価を行った結果、最低選定基準点（65点）を上回る評価点を獲得したため、委託先に選定のうえ、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市ホームレス自立支援センター事業運営委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
40,923,000円
- 7 契約内容
京都市ホームレス自立支援センターに入所させたホームレス（以下「入所者」という。）を対象に宿泊場所の提供と就労・日常生活支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務委託については、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うとともに、センターに入所したホームレスが抱える様々な課題について十分に理解したうえで、就労相談や採用面接の訓練といった就労支援、退所後を見据えて健全な生活を送るための生活訓練、また、居宅生活に移った後に安定した生活を維持するための相談や指導を行う必要がある。とりわけ就労支援においては、入所者の就業可能性を高めるため、企業等が求める人材のニーズを十分に把握したうえで、入所者の状況に応じた就労計画書を作成する必要があるが、求人側のニーズについては、短期的なニーズに加え、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えたうえで、長期的な観点からのニーズの把握が必要であり、雇用情勢に関する継続的な調査・分析・研究も欠かせない。また、入所者に対しても、日々の生活状況の把握や個別相談を通じて、その者が有する能力や適性等を十分に把握したうえで、職業能力の開発及び向上を図る必要があり、入所者の観察、記録、見守りなど、きめ細やかな対応が求められる。
このため、本事業は、価格のみをもって委託先を選定することは望ましくなく、競争入札には適さない。公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集したところ、応募があったのは1事業者（上記法人）のみであったが、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき4名の職員で総合評価を行った結果、公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンターが最低選定基準点（65点）を上回る評価点を獲得したため、委託先に選定のうえ、

随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市ホームレス訪問相談事業委託（緊急一時宿泊事業及び生活再建一時宿泊事業）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地-48
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
36,689,000円
- 7 契約内容
緊急一時宿泊施設入所者に対する生活相談への対応のほか、面談を通じてホームレス状態に至った背景・要因等を分析し、支援計画（案）の策定及び支援計画に基づく支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、さまざまな課題を抱える支援対象者ひとりひとりに寄り添いながら、丁寧にアセスメントを行い、個々人の状況に合わせた支援計画案を策定することで、それぞれが抱える課題の解消を図るとともに、施設を退所した後も安定した生活を送ることができるよう支援するものであり、競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切ではない。
公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集したところ、応募があったのは1事業者（上記法人）のみであったが、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき4名の職員で総合評価を行った結果、公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンターが最低選定基準点（65点）を上回る評価点を獲得したため、委託先に選定のうえ、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集したところ、1事業者から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき4名の職員で総合評価を行った結果、公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンターが最低選定基準点(65点)を上回る評価点を獲得し、当事業を委託できるものと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市ホームレス能力活用推進事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地-48
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
5,097,000円

7 契約内容

本件委託業務は、ホームレス支援施設（京都市自立支援センター及び京都市ホームレス居宅生活移行支援事業の対象施設並びに緊急一時宿泊施設）に入所するホームレスのうち、就労意欲が乏しい、または就労意欲はあっても、長期間の離職による自信の喪失等により、就労に結びつかない者を対象に、それぞれの状況に応じて就労意欲の喚起を図るとともに、ホームレスの就労ニーズに応じて支援を行いながら受入れ協力を行える事業者のあっせんを行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、以下の条件に適合する必要がある。

- (1) ホームレスが抱える様々な課題について、十分に理解していること。とりわけ、ホームレスが置かれている境遇や環境、社会における認識、対応の歴史等について理解していること。
- (2) 疾病や障害に類似する様態、薬物やアルコールへの依存、生活能力の欠如をはじめとする多様な困難を抱える入所者に対してアセスメントを行うための専門的知見を有する支援員を配置できること。
- (3) 対象者が抱える課題や生活能力の見立てを正確に行い、適切な軽作業を判断できること。
- (4) 支援対象者の抱える多様な困難に対応するため、福祉事務所をはじめとする関係機関や、法律事務所などの専門的機関との連携体制が構築されており、各種制度の積極的な活用が可能であること。

これらの条件について、個々に満たす事業者は存在するものの、(1)~(4)の条件を全て満たす事業者は上記事業者しか存在しないことから、競争入札に適さないため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市ホームレス訪問相談事業委託（路上）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条上御霊町6-4番地1 アンビシャス梅垣ビル1階
特定非営利活動法人ゆい
- 6 契約金額（税込み）
13,848,000円
- 7 契約内容
路上や河川等で生活しているホームレスや居宅生活に移行した元ホームレスが生活する場所を継続的に訪問し、これらの人が抱える問題を把握するとともに、支援施策等の紹介や利用勧奨を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、ホームレス等の支援に関する専門的な知識と経験が必要であるとともに、ホームレス等への継続した支援に基づく信頼関係のもとに実施できるものである。本市において、同種事業を地域の理解と協力を得ながら市全域において実施し、かつ、実際に路上に起居しているホームレスや居宅生活等に移行した者と密接に関係があり、信頼関係が構築されている団体は、委託先として選定している当該団体のみであることから、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度下京総合福祉センターに係る建物管理業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都内
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
17,968,000円
- 7 契約内容
下京総合福祉センター共用部分の維持管理に係る業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
下京総合福祉センターには、京都市中央保護所、京都市老人デイサービスセンター、京都市老人福祉センターが併設されている（京都市中央保護所は令和4年度から休止中）。令和3年度まで下京総合福祉センターの建物管理は、京都市中央保護所の指定管理業務の一環として実施してきたが、同所を休止するに当たり、建物管理を行うことができる事業者が必要となった。
本件委託業務については、下京総合福祉センター内に設置している日々の機械設備の運転・点検や施設全体の修繕等、非常時の対応などを統括的に行う必要があることから、併設している機関の運営事業者以外に本業務を実施できる者はなく、競争入札により価格のみをもって委託先を選定することはできないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度年金検討員派遣事業委託

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332番地
京都府社会保険労務士会

6 契約金額（税込み）

31,680,000円

7 契約内容

生活保護法の基本原理である生活保護制度に優先する他法他施策の活用の徹底を図るため、社会保険労務士有資格者を各区役所・支所保健福祉センターへ派遣し、生活保護受給者の年金受給資格の検討、年金受給が可能な者に対する裁定請求支援や、他法他施策活用に向けた助言を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施においては、年金をはじめとする他法他施策について専門的知識や支援ノウハウを有する人材の確保が必要となるが、年金受給に向けた裁定請求支援については、社会保険労務士業務に該当し、社会保険労務士無資格者や、人材派遣会社等への本事業の業務委託は社会保険労務士法第27条に抵触する。また、委託先の選定に当たっては、社会保険労務士を各保健福祉センターにそれぞれ配置する必要があるが、突発的な事情により人員が不足する事態が発生しても、代替要員を安定的に確保することができる事業所でなければならない。

この点について、京都府社会保険労務士会は、①無料の年金・総合労働相談、②年金事務所からの受託による街角年金相談センターへの会員派遣といった事業実績があることから業務の遂行に必要な能力を有しており、また、京都府社会保険労務士会は京都府内6支部、個人会員932名、邦人会員48法人（令和5年4月1日現在）の会員がおり、京都府内全域からの人材登用が可能であり、事業実施中に突発的な事情により人員が不足する事態が発生しても、代替要員を安定的に確保することが可能である。

以上のことから、業務の遂行に必要な能力を有するとともに支援対象者との信頼関係の構築を図ることのできる者がほかになく、競争入札には適さないため、上記団体と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業（令和5年度分）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業（令和5年度分）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,106,860円
- 7 契約内容
生活保護の業務運用全般を管理する電算システムのソフトウェア保守作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の生活保護電算システムは、日本電気株式会社が開発したものを導入しており、本システムの保守はシステム開発者である同社以外に困難なものであるため、本件は競争入札に適さない。生活保護電算システムのソフトウェアを開発した日本電気株式会社を含む当該コンソーシアムと随意契約を行うものである。
なお、日本電気株式会社は、アローズソフト株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを契約先とする。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任、全体スケジュール管理および品質管理、ソフトウェア保守
 - ・アローズソフト株式会社
ソフトウェア保守
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修委託(令和5年度分)
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修委託(令和5年度分)
コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
20,950,000円
- 7 契約内容
生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
生活保護システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに、京都市向けのカスタマイズを加えたシステムであるため、パッケージソフト著作権保有者と契約する必要がある。
以上から、本業務は競争入札に適さないため、生活保護システムを構築した日本電気株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴う生活保護システム等のネットワーク改修及び統合専用端末の端末構築作業委託

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

令和5年5月9日

4 履行期間

令和5年5月9日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴う生活保護システム等のネットワーク改修及び統合専用端末の端末構築作業委託」 コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

18,624,254円

7 契約内容

生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴う生活保護システム等のネットワーク改修及び統合専用端末の端末構築作業

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

医療扶助のオンライン資格確認を実現するために、新たに設置することとなる統合専用端末については、生活保護電算システム（以下「本システム」という。）で生成した情報を取込み、支払基金に対して連携する役割を果たすことから、本システムと密接な関係にある。

また、本システム及び統合専用端末のネットワーク改修を行うには、本システム等に精通している開発事業者以外適当でないため、上記事業者と随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市くらし応援給付金支給業務委託

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

(当初) 令和5年5月19日

(変更①) 令和5年5月29日

(変更後) 令和5年8月28日

4 履行期間

令和5年5月19日から令和5年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市くらし応援給付金支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム

東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル33階

キャリアリンク株式会社

6 契約金額 (税込み)

(当初) 489,325,870円

(変更①) 489,150,420円

(変更後) 492,240,320円

7 契約内容

令和5年度住民税非課税世帯等への京都市くらし応援給付金の支給等事務の実施に際し、市民からの電話に対応するためのコールセンター並びに受付窓口の設置運営、申請受付、書類審査及び支給状況管理等の一連の業務委託。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(随契理由)

本件業務の履行内容が、業務システムの構築・運営や、業務繁忙に応じたコールセンターや窓口スタッフの配置、膨大な申請書類の審査等の多岐にわたることに鑑み、様々なノウハウや経験のある事業者を選定する必要がある。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、事業者の業務遂行能力や同種業務の受託経験等を総合的に評価する公募型プロポーザルにより事業者を選定し、随意契約を行った。

京都市くらし応援給付金支給業務受託者選定に係る公募型プロポーザルについては、ホームページにて公募を行い、応募のあった1事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションを基に、京都市くらし応援給付金支給業務委託に係る評価項目及び評価基準により採点した結果、79.6点であった。募集要項に定める最低点数(60点)を超えたことから、本公募型プロポーザルの成立を確認するとともに、応募のあったキャリアリンク株式会社を代表者とする「京都市くらし応援給付

金支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム」を契約の相手方として定めた。

なお、委託業務内容が多分野にわたること、対象世帯数が25万件を超えることを踏まえ、キャリアリンク株式会社は、TOPPANエッジ株式会社及び株式会社ケーケーシー情報システムをコンソーシアムに参加させ、TOPPANエッジ株式会社には印刷物の作成及び発送業務、株式会社ケーケーシー情報システムには情報処理業務を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを契約先としている。

(変更理由①)

当初契約では令和4年4月26日付市長専決により、事務費に関するの予算を計上し、令和5年5月19日付で業務委託契約を締結した。令和5年5月29日付で扶助費等の補正予算が成立したことを受け、委託内容を精査し変更契約を締結した。

(変更理由②)

初回書類発送後、一定期間返送のない世帯に対する再勧奨を実施するため、契約内容の一部を変更する契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市生活保護システム標準化に係る調達支援業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年6月30日
- 4 履行期間
令和5年6月30日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原4-5-36
情報システム監査株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,999,000円
- 7 契約内容
標準準拠システムの調達に向けた現行システムとの差異分析業務及びシステム移行計画策定支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
標準準拠システムの導入には現行システムと標準仕様書の差異分析等が必須であることから、令和4年度、入札によって業者を選定し、差異分析業務等を委託している。令和5年度に実施する委託業務は、令和4年度に実施した差異分析の結果を踏まえ、標準仕様書の改版内容を取り込みつつ、差異分析のブラッシュアップ及び標準準拠システム開発予定のベンダーに再度のRFI（情報提供依頼）を実施するといった業務を通じて、より精緻な標準準拠システムの発注仕様書及び移行計画書の作成を行うものである。限られた委託期間中に確実に履行を完了させる必要があり、そのためには、令和4年度委託業務を実施した事業者（以下「事業者」という。）以外適当でない。
以上のことから、本業務は競争入札に適さないため、令和4年度委託業務を受託した上記事業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年10月の生活保護基準の改定等に伴う生活保護システム改修委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和5年7月20日
- 4 履行期間
令和5年7月20日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「令和5年10月の生活保護基準の改定等に伴う生活保護システム改修委託」コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,260,000円
- 7 契約内容
令和5年10月の生活保護基準の改定等に伴う生活保護システム改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市生活保護システムは、日本電気株式会社が開発したものであり、システム改修にあたっては著作権者である同社と契約する必要がある。
以上のことから、本業務は競争入札に適さないため、生活保護システムを構築した上記事業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度後期高齢者医療保険料収納業務に係る電算処理委託(総合収納システム)
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(予定総額) 5,427,643円
- 7 契約内容
 - (1) 後期高齢者医療保険料に係る市会計管理者扱いの領収済通知書の内容をデータ化して、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - (2) 前号のデータ化した済通の合計と、金融機関が作成した収納日報収納合計票の合計(件数金額)を照合すること。
 - (3) 領収済通知書の画像データは、別途仕様書で定める期間システム上に保管し、システムから削除される前に電磁式記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録する媒体をいう。)に収録して京都市に納品すること。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本件委託業務は、後期高齢者医療保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容をデータ化し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。

公金の収納事務はその事務の性質上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されなければならず、本市の資金運営上の観点から遅滞することも許されない。エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社と三菱UFJ銀行京都支店間には、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行えるシステムや三菱UFJ銀行京都支店に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが構築されており、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外の

第三者が行った場合には、契約内容を迅速かつ確実に履行することができない。

以上のことから、契約内容の確実な履行が可能なものがエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社1社だけであり、競争入札に適していないため、同社を相手方として、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度国民健康保険料収納業務に係る電算処理委託（総合収納システム）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,730,837円
- 7 契約内容
 - （1）国民健康保険料に係る市会計管理者扱い及び区会計管理者扱いの領収済通知書の内容をデータ化して、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - （2）前号のデータ化した済通の合計と、金融機関が作成した収納日報収納合計票の合計（件数金額）を照合すること。
 - （3）領収済通知書の画像データは、別途仕様書で定める期間システム上に保管し、システムから削除される前に電磁式記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で記録する媒体をいう。以下に同じ。）に収録して京都市に納品する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、国民健康保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容をデータ化し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。

公金の収納事務はその事務の性質上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上の観点から遅滞することも許されない。エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社と三菱UFJ銀行京都支店間には、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行えるシステムや三菱UFJ銀行京都支店に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが

構築されており、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外の第三者が行った場合には、契約内容を迅速かつ確実に履行することができない。

以上のことから契約内容の確実な履行が可能なものが委託先であるエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社 1 社だけであり、競争入札に適していないため、同社を相手方として、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度コンビニエンスストアにおける国民健康保険料の収納事務の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）34,688,500円
- 7 契約内容
 - (1) コンビニエンスストア本部から払い込まれた本市の発行するコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書に基づく収納金の取りまとめに関する事。
 - (2) 収納金の本市の指定する金融機関への払込みに関する事。
 - (3) コンビニエンスストア本部から配信された収納情報の取りまとめ及び本市への収納情報の配信に関する事。
 - (4) 収納情報の原本である領収済通知書及び原符の保管に関する事。
 - (5) 収納事務に係る当事者間の折衝及び報告等の調整に関する事。
 - (6) 上記(1)から(5)に付随するもので本市、収納代行業者及びコンビニエンスストア本部が協議して合意した業務に関する事。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、国民健康保険料の納付書は、保健福祉局による一括作成のものと区役所・支所保険年金課によるオンライン作成のもの2種類があり、一括作成の納付書は、出納閉鎖日がバーコードの読取期限となっており、オンライン作成の納付書は任意の指定期限の日がバーコードの読取期限となっている。この任意の指定期限の日は、システム上、納付書作成日の2年後の日付まで入力可能であることから、既に指定期限が平成31年度以降の日付の納付書が納付義務者に交付されており、納付義務者がその納付書によってコンビニエンスストアで納付した場合、その収納データは三菱UFJニコス株式会社にしか配信されず、納付された保険料は三菱UFJニコス株式会社に入金されることとなる。そのため、他業者に委託する場合は、既に納付義務者に交付されている納付書を差し替える必要があるが、交付対象が不特定多数であることから、その差替は不

可能である。

また、納付可能なコンビニエンスストアは収納代行業者の取扱いコンビニエンスストアに限定されるが、既に交付されている納付書は三菱UFJニコス株式会社の取扱い可能なコンビニエンスストアでしか支払うことができない。そのため、他業者に収納代行業務を委託すると、取扱いコンビニエンスストアが変更となり、既に交付されている納付書に表示されている取扱いコンビニエンスストアと齟齬をきたすことになる。

上記の点から収納代行業者の変更が納付義務者に多大な混乱を与えることが明らかであり、当該業務を遂行可能な業者は三菱UFJニコス株式会社しかなく、競争入札に適していないため、三菱UFJニコス株式会社を相手方として随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務について
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）300,171,216円
- 7 契約内容
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の還付・返戻・充当・口座振替等の収納事務に係る業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の還付・返戻・充当・口座振替等の収納事務に係る業務については、日常的かつ大量に発生する業務であり、比較的定型的な業務であるものの、個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識が求められるとともに、両保険制度の仕組みを習得したうえでマニュアル等に基づく正確な事務処理が求められる。以上の理由から、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないため、公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき選定した結果、株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターが最低基準点以上を得たため、派遣業務契約先として選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度後発医薬品差額通知書作成等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号
日本システム技術株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,330,000円
- 7 契約内容
 - (1) 後発医薬品差額通知対象者の抽出
 - (2) 後発医薬品差額通知書の作成（印字、印刷（デザイン含む））
 - (3) 後発医薬品希望シールの作成
 - (4) 後発医薬品差額通知書発送用封筒の作成（デザイン含む）
 - (5) 封入・封緘及び郵便局への差出（送料は受注者負担）
 - (6) 後発医薬品差額通知書送付対象者の効果検証
 - (7) コールセンターの設置（通信費は受注者負担）
 - (8) その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

後発医薬品差額通知書については、後発医薬品を使用した場合に差額が出る者に対して単に送付するだけでは、効果的な勧奨が実施できない。

効果的な勧奨を実施するには、薬剤等の専門的な知識が必要であり、どの薬に対してどの様に勧奨を実施すればより効果が見込めるかなどを考慮する必要がある場合、競争入札では選定不可能である。

専門業者が持つノウハウを効果的に活用するため、プロポーザル形式による公募及び選定を行い、参加者の事業実施能力を総合的に評価した結果、日本システム技術株式会社が最も高い評価点を獲得したため、受託候補者として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市特定健康診査・特定保健指導等システム保守業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
北九州市小倉北区鍛冶町2-4-1
日本コンピューター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,052,000円
- 7 契約内容
特定健康診査、特定保健指導及び特定健康診査と同様の健康診査の事務の効率化を図ることを目的に導入している京都市特定健康診査・特定保健指導等システムについての保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本システムは、日本コンピューター株式会社が著作権を有するソフトウェアを作り変えることによって開発を行っているが、制度変更や機能改善のために発生するシステムの仕様変更及び障害発生時の不具合の修正の際には、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を必要とする。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

国民健康保険保健事業に関する分析及びデータヘルス計画等作成支援業務

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部保険年金課

3 契約締結日

令和5年4月28日

4 履行期間

令和5年4月28日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

広島県広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシス・ビル
株式会社データホライゾン

6 契約金額（税込み）

7,782,500円

7 契約内容

データ及び帳票を用いて保健事業の推進に資する分析を行うとともに、その分析結果や現計画である「京都市第2期保健事業実施計画（データヘルス計画・第3期京都市国民健康保険特定健康診査等実施計画含む）」の評価等を踏まえ、本市国民健康保険における健康課題を明らかにするとともに、保健事業の内容、推進方法及び保健事業の達成目標と評価方法を立案し、次期計画及び次期計画の概要版の案について取りまとめる。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

データ及び帳票を用いて保健事業の推進に資する分析を行うためには、データ解析のためのシステムに関する知識及び保健事業に対する理解が必須となる。

そのため、プロポーザルに基づく随意契約により、主として価格以外の業務実施体制等や企画提案内容の要素に着目し、最も高い評価点を獲得した株式会社データホライゾンを受託候補者として選定し、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度集団健康診査予約受付業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB京都支店及び京都工業株式会社の共同事業体
- 6 契約金額（税込み）
36,999,699円
- 7 契約内容
京都市国民健康保険の被保険者及び京都市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者を対象とする集団健康診査の予約受付業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
集団健診の予約受付については、単に受付電話番号や受付ウェブサイトを開設するだけでは、円滑かつ効果的な受付が実施できない。円滑かつ効果的な予約受付を実施するには、専門業者が有する最新のノウハウや知識が必要となることから、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができない。
よって、プロポーザル方式による公募及び選定を行うこととし、主として価格以外の業務実施体制等や企画提案内容の要素に着目し、最も高い評価点を獲得した株式会社JTB京都支店及び京都工業株式会社の共同事業体を受託候補者として選定し、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導費用支払事務及びデータ管理
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）15,939,964円
- 7 契約内容
 - (1) 令和5年度に実施した特定健康診査の費用支払事務及びデータ管理
 - (2) 令和5年度に実施した特定健康診査に基づく特定保健指導の費用支払事務及びデータ管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

特定健康診査等の費用の支払及びデータの送信事務を行う代行機関には、保険者としての京都市及び健診機関・保健指導機関間における特定健康診査等に要する費用の請求及び支払を円滑に行うことが求められる。具体的には、支払代行や請求等の事務のために健診機関・保健指導機関及び保険者の情報を管理する機能、事務点検のために契約情報・受診券又は利用券情報を管理する機能、健診機関等から送付された健診データの読み込み、確認及び保険者への振り分け機能、契約内容との整合性、対象者の受診資格の有無等を確認する機能、特定保健指導の開始時期及び終了時期を管理する機能、請求及び支払代行の機能を有することが不可欠であり、これらの機能を全て有するのは京都府国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他
特になし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市後期高齢者健康診査費用支払事務及びデータ管理
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,579,332円
- 7 契約内容
令和5年度に実施した京都市後期高齢者健康診査の費用支払事務及びデータ管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
後期高齢者健康診査の費用の支払及びデータの送信事務を行う代行機関には、京都市及び健診機関における後期高齢者健康診査に要する費用の請求及び支払を円滑に行うことが求められる。具体的には、支払代行や請求等の事務のために健診機関及び保険者の情報を管理する機能、事務点検のために契約情報を管理する機能、健診機関等から送付された健診データの読み込み、確認及び保険者への振り分け機能、契約内容との整合性、対象者の受診資格の有無等を確認する機能、請求及び支払代行の機能を有することが不可欠であり、これらの機能を全て有するのは京都府国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）のほかにないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他
特になし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月24日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東柵尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）384,445,561円
- 7 契約内容
令和5年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者に、同一内容の精度の高い特定健康診査・特定保健指導を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができないため、競争入札は適さない。
上記の条件を全て満たすことができるのは、上記法人のほかにないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都府後期高齢者医療被保険者を対象にした令和5年度健康診査
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月24日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）322,724,900円
- 7 契約内容
京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした令和5年度健康診査の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者に、同一内容の精度の高い特定健康診査・特定保健指導を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができないため、競争入札は適さない。
上記の条件を全て満たすことができるのは、上記法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年6月1日
- 4 履行期間
令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）571,859,000円
- 7 契約内容
令和5年度京都市国民健康保健特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託内容が健診業務であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先の38機関は、いずれも「指定基準」を満たしているほか、令和4年度人間ドック事業を受託し、業務を誠実かつ着実に遂行しており、本健診業務の委託先として適当であると判断したため選定した。
- 11 その他

別紙

	委託契約先名	住所
1	社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院	京都市北区小山北上総町 14
2	独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町 27
3	社会医療法人西陣健康会（堀川病院）	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町 865 番地
4	京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町 355-5
5	医療法人愛寿会（同仁病院）	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町 394-1
6	公益社団法人信和会（京都民医連あすかい病院）	京都市左京区田中飛鳥井町 89 番地
7	一般財団法人日本バプテスト連盟医療団（日本バプテスト病院）	京都市左京区北白川山ノ元町 47
8	一般財団法人大和松寿会（中央診療所）	京都市中京区三条通高倉東入樹屋町 58 番地・56 番地
9	医療法人大澤会（大澤クリニック）	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町 617 番地
10	医療法人大和英寿会（大和診療所）	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町 577 番 2 太陽生命御池ビル 6, 8, 9 階
11	医療法人知音会（御池クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町 11 番地
12	医療法人知音会（御池クリニックレディースプラザ）	京都市中京区西ノ京下合町 11 番地
13	公益社団法人京都保健会（京都民医連太子道診療所）	京都市右京区太秦棚森町 18-13 京医協ビル 2 階
14	一般財団法人京都工場保健会	京都市中京区西ノ京北壺井町 67 番地
15	一般財団法人京都予防医学センター	京都市中京区西ノ京左馬寮町 28 番地
16	地方独立行政法人京都市立病院機構	京都市中京区壬生東高田町 1 の 2
17	医療法人知音会（四条烏丸クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町 11 番地
18	京都第一赤十字病院	京都市東山区本町 15 丁目 749 番地
19	医療法人社団洛和会（音羽病院）	京都市中京区西ノ京車坂町 9 番地
20	一般財団法人京都工場保健会（山科健診クリニック）	京都市中京区西ノ京北壺井町 67 番地
21	一般社団法人京都微生物研究所	京都市山科区川田御出町 3 番地の 4
22	医療法人創健会（西村診療所）	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町 901 番地 ホテルグランヴィア京都 3F
23	医療法人財団康生会（タケダクリニック）	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841 番地 5
24	医療法人啓信会（京都四条診療所）	京都府城陽市平川西六反 26-1
25	社会医療法人健康会（京都南病院）	京都市下京区西七条南中野町 8 番地
26	医療法人同仁会（社団）（九条病院）	京都市南区唐橋羅城門町 10 番地
27	医療法人同仁会（社団）（同仁会クリニック）	京都市南区唐橋羅城門町 10 番地
28	医療法人社団洛和会（東寺南病院）	京都市中京区西ノ京車坂町 9 番地
29	社会医療法人太秦病院（うずまさ診療所）	京都市右京区太秦帷子ヶ辻町 30 番地 4
30	医療法人清仁会（洛西シミズ病院）	京都市西京区山田中吉見町 11 の 2

3 1	医療法人清仁会（洛西ニュータウン病院）	京都市西京区山田中吉見町 11 の 2
3 2	三菱京都病院	京都市西京区桂御所町 1 番地
3 3	社会福祉法人京都社会事業財団（京都桂病院）	京都市西京区山田平尾町 17 番地
3 4	医療法人医仁会（武田総合病院）	京都市伏見区石田森南町 28 番 1 号
3 5	医療法人朋友会（鳥羽健診クリニック）	京都市伏見区下鳥羽六反長町 109 番地
3 6	一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都城南診療所）	京都市伏見区竹田田中宮町 98 番地
3 7	医療法人社団蘇生会（蘇生会総合病院）	京都市伏見区下鳥羽広長町 101 番地
3 8	医療法人社団淀さんせん会（金井病院）	京都市伏見区淀木津町 612 番地 12

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする健康診査[人間ドック健診]
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年7月1日
- 4 履行期間
令和5年7月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）66,700,000円
- 7 契約内容
令和5年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする健康診査[人間ドック健診]の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託内容が健診業務であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先の38機関は、いずれも「指定基準」を満たしているほか、令和4年度人間ドック事業を受託し、業務を誠実かつ着実に遂行しており、本健診業務の委託先として適当であると判断したため選定した。
- 11 その他

別紙

	委託契約先名	住所
1	社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院	京都市北区小山北上総町 14
2	独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町 27
3	社会医療法人西陣健康会（堀川病院）	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町 865 番地
4	京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町 355-5
5	医療法人愛寿会（同仁病院）	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町 394-1
6	公益社団法人信和会（京都民医連あすかい病院）	京都市左京区田中飛鳥井町 89 番地
7	一般財団法人日本バプテスト連盟医療団（日本バプテスト病院）	京都市左京区北白川山ノ元町 47
8	一般財団法人大和松寿会（中央診療所）	京都市中京区三条通高倉東入樹屋町 58 番地・56 番地
9	医療法人大澤会（大澤クリニック）	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町 617 番地
10	医療法人大和英寿会（大和診療所）	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町 577 番 2 太陽生命御池ビル 6, 8, 9 階
11	医療法人知音会（御池クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町 11 番地
12	医療法人知音会（御池クリニックレディースプラザ）	京都市中京区西ノ京下合町 11 番地
13	公益社団法人京都保健会（京都民医連太子道診療所）	京都市右京区太秦棚森町 18-13 京医協ビル 2 階
14	一般財団法人京都工場保健会	京都市中京区西ノ京北壺井町 67 番地
15	一般財団法人京都予防医学センター	京都市中京区西ノ京左馬寮町 28 番地
16	地方独立行政法人京都市立病院機構	京都市中京区壬生東高田町 1 の 2
17	医療法人知音会（四条烏丸クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町 11 番地
18	京都第一赤十字病院	京都市東山区本町 15 丁目 749 番地
19	医療法人社団洛和会（音羽病院）	京都市中京区西ノ京車坂町 9 番地
20	一般財団法人京都工場保健会（山科健診クリニック）	京都市中京区西ノ京北壺井町 67 番地
21	一般社団法人京都微生物研究所	京都市山科区川田御出町 3 番地の 4
22	医療法人創健会（西村診療所）	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町 901 番地 ホテルグランヴィア京都 3F
23	医療法人財団康生会（タケダクリニック）	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841 番地 5
24	医療法人啓信会（京都四条診療所）	京都府城陽市平川西六反 26-1
25	社会医療法人健康会（京都南病院）	京都市下京区西七条南中野町 8 番地
26	医療法人同仁会（社団）（九条病院）	京都市南区唐橋羅城門町 10 番地
27	医療法人同仁会（社団）（同仁会クリニック）	京都市南区唐橋羅城門町 10 番地
28	医療法人社団洛和会（東寺南病院）	京都市中京区西ノ京車坂町 9 番地
29	社会医療法人太秦病院（うずまさ診療所）	京都市右京区太秦帷子ヶ辻町 30 番地 4
30	医療法人清仁会（洛西シミズ病院）	京都市西京区山田中吉見町 11 の 2

3 1	医療法人清仁会（洛西ニュータウン病院）	京都市西京区山田中吉見町 11 の 2
3 2	三菱京都病院	京都市西京区桂御所町 1 番地
3 3	社会福祉法人京都社会事業財団（京都桂病院）	京都市西京区山田平尾町 17 番地
3 4	医療法人医仁会（武田総合病院）	京都市伏見区石田森南町 28 番 1 号
3 5	医療法人朋友会（鳥羽健診クリニック）	京都市伏見区下鳥羽六反長町 109 番地
3 6	一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都城南診療所）	京都市伏見区竹田田中宮町 98 番地
3 7	医療法人社団蘇生会（蘇生会総合病院）	京都市伏見区下鳥羽広長町 101 番地
3 8	医療法人社団淀さんせん会（金井病院）	京都市伏見区淀木津町 612 番地 12

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度特定健康診査受診勧奨業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年5月26日
- 4 履行期間
令和5年5月26日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区西五反田1-3-8 五反田PLACE2階
株式会社キャンサーズキャン
- 6 契約金額（税込み）
11,440,000円
- 7 契約内容
京都市国民健康保険の被保険者である40歳以上の方を対象とする特定健康診査の受診勧奨業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特定健康診査の受診勧奨については、近年、多くの自治体において、高度なデータ分析手法や、最新の認知科学・行動科学等の知見を活用した受診勧奨の実施が主流となっており、国においても、そうした効果的な受診勧奨の実施に必要な経費を交付金対象とするなどして推進している。
他都市と同様に本市においても、国の方向性を踏まえた高度で効果的な受診勧奨を実施するに当たっては、専門業者が有する最新のノウハウや知識が必要不可欠となることから、競争入札によって業者を選定することは不可能である。
よって、主として価格以外の業務実施体制等や企画提案内容の要素に着目するプロポーザル方式による公募及び選定を行い、最も高い評価点を獲得した株式会社キャンサーズキャンを受託候補者として選定し、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度重度障害老人健康管理費支給事務等に係る委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,403,378円
- 7 契約内容
 - （1）健康管理費支給額の算定
 - （2）算定した健康管理費支給額情報の提供
 - （3）健康管理事業に協力する京都府内の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対する健康管理費支給事務
 - （4）健康管理事業に協力する京都府内の施術所等に係る健康管理費審査事務
 - （5）健康管理費に係る第三者行為損害賠償求償事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

健康管理費支給額の算定には後期高齢者医療制度の高額療養費情報が必要となるが、当該情報の算定事務については京都府国民健康保険団体連合会が京都府後期高齢者医療広域連合より委託を受けており、ほかに当該業務を受託できる団体がいないため。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険診療報酬内容審査業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）33,719,400円

- 7 契約内容
診療報酬明細書（レセプト）の内容審査

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託先である京都府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条の規定に基づき、都道府県ごとに会員である保険者（市町村及び国民健康保険組合）が共同して設立する国民健康保険法の目的を達成するために必要な事業を行う公の法人であり、京都府内の医療機関からの国民健康保険レセプトデータを受付、管理している唯一の団体である。

国民健康保険レセプトデータ等の伝送に使用するシステムは、連合会が京都デジタル疎水ネットワークを利用して独自に設計・開発したものであり、連合会側・各保険者側のシステムの設定・管理・運用は連合会が一元的に実施している。

本業務は、高額療養費の給付業務など被保険者への影響を考慮し、保険者として早期に実施する必要があり、かつ、レセプトデータという高度の機密性を要する個人情報の取扱いを極めて慎重に行わなければならない。

従って、本件業務を履行できるのは連合会をおいてほかになく、競争入札に適さないため、随意契約を締結した。

- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険オンラインシステム端末機器等運用保守
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
国民健康保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,255,440円
- 7 契約内容
国民健康保険オンラインシステムの端末機器等の運用保守を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守対象となる機器等は、日本電気株式会社が指定する機器を使用する必要があり、その保守運用についても日本電気株式会社以外では対応できないため。
(1) 国民健康保険オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気株式会社製の汎用機（ACOS）であるが、稼動に当たっては、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼動させるための「エミュレーターソフトウェア」が必要となる。
当該ソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機的设计思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。
(2) エミュレーターソフトウェアは、日本電気株式会社が著作権を有するうえ、その内容は非公開であり、他者に提供されておらず、日本電気株式会社以外の者が作製した端末用機器の場合は、当該ソフトウェアについて動作確認されない。
さらに、ACOS端末機能を稼動させるための当該ソフトウェアについて動作保証されている端末機器は、日本電気株式会社が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器として独自仕様により開発したものであり他の製品での代替ができない。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区江戸堀三丁目1番31号 R&Hビル
株式会社コアジャパン
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,927,184円
- 7 契約内容
柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書の内容点検及び患者照会発送業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
療養費の適正化を目的とした契約であり、内容点検等の実施に当たっては、実施方法等について業者ごとに顕著な差異が現れる。よって、競争入札に適さないため、プロポーザル方式により公募及び業者選定後、随意契約を行うこととした。
プロポーザルの実施に当たっては、京都市ホームページにおいて参加者を募集し、「柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務受託候補者選定委員会」を開催した。プロポーザルによる評価の結果、最も評価の高かった上記事業者を受託候補者として選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
第三者行為損害賠償求償事務の委託（国民健康保険、福祉医療制度等）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,000,000円
- 7 契約内容
京都市国民健康保険に係る第三者行為損害賠償求償事務
また、上記委託案件の被保険者が、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市老人医療費支給条例、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による福祉医療費助成事業の対象者である場合は、上記委託案件と併せて、各条例に基づく同事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
第三者行為損害賠償求償事務の委託については、国民健康保険法第64条第3項及び国民健康保険法施行規則第32条の7において、国民健康保険団体連合会にのみ委託が可能と定められており、当該契約内容の事務については、京都府下地域を管轄する京都府国民健康保険団体連合会以外行うことができないことから、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険被保険者証作成及び封入封かん業務委託等
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年8月9日
- 4 履行期間
令和5年8月9日から令和5年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
TOPPANエッジ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）20,440,772円
- 7 契約内容
京都市国民健康保険規則第4条に基づき年に毎年10月に実施される被保険者証の一斉更新に係る被保険者証及び関係帳票の作成及び封入封かんの委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者証の素材については、印字する際にトナーの滲みや裏写りがなく、水分や熱等に対する耐久性に優れたものを選ぶ必要がある。紙の表面にコーティングが施されている合成紙は水や熱等の耐久性に優れており、他保険者でも多く使用されているものであるが、京都市ではこれまでから、合成紙の中でも最も耐久性に優れ、トナーの滲みや裏写りが無いピーチコート紙を被保険者証の素材として選定しており、今年度についてもピーチコート紙を使用する。
現在、委託内容を受託可能な数社にピーチコート紙の取扱状況を確認したところ、TOPPANエッジ株式会社の1社のみが取り扱っていたことから、TOPPANエッジ株式会社を委託先に選定し、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年5月25日
- 4 履行期間
令和5年6月1日から令和5年8月4日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング4階
株式会社マイナビワークス
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）23,939,300円
- 7 契約内容
市民対応業務及びその他の事務補助業務に従事するスタッフの派遣
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は市民対応業務及びその他の事務補助業務を行うことによる、事務の効率化、適正化を目的としている。このため、実施に当たっては、価格だけでなく、実施方法等について、業者ごとに顕著な差異が現れるものと推察されるため、競争入札は適さない。事業者の選定は、プロポーザル方式を採用した。京都市ホームページにおいて参加者を募集し、令和5年4月26日に「区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託候補者選定委員会」を開催したところ、参加事業者（2社）のうち上記事業者がより高い評価点を得たため、受託候補者として選定のうえ、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託」コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,671,340円
- 7 契約内容
国民健康保険料滞納整理支援システムの運用保守
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社及び北日本コンピューターサービス株式会社と「京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託」コンソーシアムを結成し、共同で契約を履行するとしているが、本システムのアプリケーション部分は、北日本コンピューターサービス株式会社の開発する製品であり、また、本システムを使用するための基盤（仮想サーバー、仮想端末環境、認証システム）の構築は日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社が行っており、運用保守作業の際には、各社のみが保有する公開されていない詳細な技術情報を必要とする。
以上から、この業務を唯一行える「京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託」コンソーシアムと随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
高齢者就労援助事業委託（公園の除草業務）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
公益社団法人京都市シルバー人材センター
- 6 契約金額（税込み）
19,588,983円
- 7 契約内容
ことを目的に、公園の除草業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務を委託することにより、高齢者の就労の場の確保及び高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与するという政策目的を達成できるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であり、高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度全国健康福祉祭参加者派遣等事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都4階
一般社団法人京都市老人クラブ連合会
- 6 契約金額（税込み）
13,272,882円
- 7 契約内容
参加者の選考及び全種目の参加者の派遣に関する事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、スポーツや文化活動を通じて、高齢者の健康増進や社会参加を促進するという事業目的を十分に理解したうえで、的確な連絡調整のもとに選考会の企画及び参加者の派遣を行わなければならない。受託業者はこれらの業務を遂行するためのノウハウに富んでいる必要があるため、価格のみで契約相手方を決定する競争入札は適していない。
一般社団法人京都市老人クラブ連合会は、市内約900の単位老人クラブで組織される市内最大の高齢者の組織として高齢者福祉活動を展開し、老人クラブの育成を通して、高齢者の健康増進や社会参加の促進に重要な役割を果たし、本市の事業目的を十分に理解している。また、過去の全国健康福祉祭における参加者選考及び選手派遣に係る業務を受託し、適正に履行しており、各種目の選考会の企画や競技団体、参加者及び開催県の実行委員会等との連絡調整等を円滑に進めることができる唯一の団体であるため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
健康すこやか学級事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
100,518,600円
- 7 契約内容
介護予防に関する知識の普及・促進を目的とした講座の開催、介護予防に資する軽易な運動、レクリエーション、健康状態の確認等のサービスを提供する健康すこやか学級事業の実施を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、介護予防に関する意識の向上、社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており、事業効果を高めるためには、対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましいが、市内ほぼ全ての元学区に活動組織を有し、本事業の履行が可能であるのは同法人のみであることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（北区・上京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区大宮中林町10番地シェモワ・アサヒ311号
一般社団法人京都北医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,800,000円

7 契約内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置して相談支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握や地域住民への普及啓発といった、当該関係者どうしの連携促進に資する業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのため、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。

本件における事業対象エリアは北区・上京区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人京都北医師会、上京東部医師会及び一般社団法人京都市西陣医師会である。しかし、上京東部医師会及び一般社団法人京都市西陣医師会については事務局機能が乏しく、これまで取り組んでいる三医師会合同の事業についても、一般社団法人京都北医師会が受託したうえで、三医師会が協力して取り組んできた経緯がある。そのため本事業についても、同様に行うことについて三医師会で合意している。

よって、同センターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人京都北医師会を除いてほかになく、競争入札に付することが適当でないと認められるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（左京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岩倉大鷲町422番地 国立京都国際会館内
一般社団法人左京医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,800,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置して相談支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握や地域住民への普及啓発といった、当該関係者どうしの連携促進に資する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのため、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。
本件における事業対象エリアは左京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人左京医師会を除いてほかになく、競争入札に付することが適当でない認められるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（中京区）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地 京都府医師会館7階
一般社団法人中京区在宅医療センター

6 契約金額（非課税）

15,800,000円

7 契約内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置して相談支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握や地域住民への普及啓発といった、当該関係者どうしの連携促進に資する業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのため、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。

本件における事業対象エリアは中京区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人中京東部医師会及び京都市中京西部医師会である。平成30年度においては、一般社団法人中京東部医師会に委託し、京都市中京西部医師会の協力のもと取組を進めてきたが、このたび、二医師会合同で一般社団法人中京区在宅医療センターを立ち上げ、当該法人において本事業を受託することで合意されている。

よって、同センターの設置を含めた本件の受託が適当となるのは、一般社団法人 中京区在宅医療センターを除いてほかになく、競争入札に付することが適当でないと認められるため。

※ なお当該法人は、本事業の実施にあたり、一般社団法人 中京東部医師会及び中京西部医師会と連携し、両医師会の組織的合意を踏まえて行うものとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（下京区・南区・東山区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区唐橋堂ノ前町15-9 エステート南ビル3F
一般社団法人下京西部医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,800,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置して相談支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握や地域住民への普及啓発といった、当該関係者どうしの連携促進に資する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのため、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。
本件における事業対象エリアは下京区・南区・東山区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人下京西部医師会、下京東部医師会、及び東山医師会である。
しかし、下京東部医師会及び東山医師会については会員数が少なく、事務局機能について同会会員（医師）が分担で処理している状況であり、かつ、医師会が主体となる事業を受託する余裕がないとの意向を示されていることから、同センターを設置する主体となり得る状況にない。一方、一般社団法人下京西部医師会は事務局を設け事務局員を配置するなど、同センターの設置主体となり得る。よって、同センターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人下京西部医師会を除いてほかになく、競争入札に付することが適当でないと認められるため。

※ なお、下京東部医師会及び東山医師会は本事業に関し必要な協力を行っていくこととしている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（山科区）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市山科区音羽西林9番地
一般社団法人 山科医師会

6 契約金額（非課税）

15,800,000円

7 契約内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。

本事業を着実に実施するためには、医療のネットワークを軸として介護のネットワークを繋げる必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。

本件における事業対象エリアは山科区であり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 山科医師会を除いて他になく、競争入札に付することが適当でないため認められるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（右京区）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区梅津神田町57番地
一般社団法人右京医師会

6 契約金額（非課税）

15,800,000円

7 契約内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置して相談支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握や地域住民への普及啓発といった、当該関係者どうしの連携促進に資する業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのため、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。

本件における事業対象エリアは右京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人右京医師会を除いてほかになく、競争入札に付することが適当でない認められるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（西京区）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区檜原下ノ町8 檜原公会堂2階
一般社団法人西京医師会

6 契約金額（非課税）

15,800,000円

7 契約内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置して相談支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握や地域住民への普及啓発といった、当該関係者どうしの連携促進に資する業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのため、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。

本件における事業対象エリアは西京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人西京医師会を除いてほかになく、競争入札に付することが適当でない認められるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（伏見区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大亀谷八島町13
一般社団法人伏見医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,800,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置して相談支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握や地域住民への普及啓発といった、当該関係者どうしの連携促進に資する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのため、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。
本件における事業対象エリアは伏見区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人伏見医師会を除いてほかになく、競争入札に付することが適当でない認められるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域支え合い活動創出事業の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都3階
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（非課税）
（予定総額）90,683,000円
- 7 契約内容
生活支援サービスを創出する取組推進のための相談支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
介護保険法改正により、平成27年度に市町村の義務的事業として生活支援体制整備事業が創設された。これに伴い本市においては、平成28年度から生活支援サービスを創出する取組を推進するため、「地域支え合い活動創出事業」を開始している。
事業実施の中心となる「生活支援コーディネーター」については、「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる人材」が求められているため、主として価格以外の要素によって契約相手方を決定するプロポーザル方式にて選定した当該団体と随意契約を行うこととした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域包括支援センター運営事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 金1,405,958,035円
- 7 契約内容
介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、虐待防止等権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業等に関する業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域包括支援センターとして実施する、介護保険法第115条の45第1項第1号ニに掲げる「第一号介護予防支援事業及び介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号に掲げる包括的支援事業」等は、同法において市町村が実施することとされているが、当該事業を委託する場合は、同法第115条の47の規定において、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者（本件において委託の対象としている者）その他の厚生労働省令で定める者に委託できるものと規定されており、その目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記「契約内容」に記載の事業は、従来から本市の委託事業として実施してきた在宅介護支援センター運営事業を基本とするものであり、選定事業者は、これまでも高齢者に係る医療、保健及び福祉事業の分野で十分な実績がある。

また介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても、「(前略) 公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根差した活動を行っている在宅介護支援センターの活用を含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。」とされており、選定結果は、当該決議の主旨を尊重するものである。

さらに平成17年11月1日に実施した、在宅介護支援センター設置法人に対する受託意向確認によって受託の意向を示した74センターのうち、評価の結果、適切な事業運営が確保できるセンターとして選定かつ地域包括支援センターの公正・中立な運営等を確保するために設置する地域包括支援センター運営協議会（構成員：当時の京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（現在の京都市高齢者施策推進協議会）の委員）の承認を得た法人であるため。

11 その他

別紙

<委託法人一覧>

センター名	運営法人名	住所
原谷	社会福祉法人七野会	北区大北山長谷町 5 番地の 36
紫竹	医療法人葵会	北区紫竹西南町 65 の 3、131 番地
鳳徳	一般財団法人京都地域医療学際研究所	中京区壬生東高田町 1 番 9
紫野	社会福祉法人京都福祉サービス協会	中京区壬生御所ノ内町 39 番地 5
乾隆	公益社団法人京都保健会	右京区太秦棚森町 18-13 京医協ビル 2 階
大原	社会福祉法人行風会	左京区大原戸寺町 380 番地
左京南	公益社団法人信和会	左京区田中飛鳥井町 89 番地
左京北	社会福祉法人市原寮	左京区静市市原町 1278 番地
岩倉	医療法人三幸会	左京区岩倉上蔵町 123 番地
白川	社会福祉法人市原寮	左京区静市市原町 1278 番地
朱雀	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町 9 番地
洛東	社会福祉法人洛東園	東山区本町 15 丁目 794 番地
音羽	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町 9 番地
山階	一般社団法人愛生会	山科区竹鼻四丁野町 19 番地の 4
大宅	社会福祉法人京都悠仁福祉会	伏見区深草正覚町 23 番地
下京西部	社会医療法人健康会	下京区西七条南中野町 8 番地
下京中部	医療法人財団康生会	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841 番地の 5
唐橋	医療法人同仁会（社団）	南区唐橋羅城門町 10 番地
嵯峨	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12 番地
花園	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12 番地

嵐山	社会福祉法人嵐山寮	右京区嵯峨天竜寺北造路町 17 番地
梅津	社会福祉法人富士園	右京区梅津尻溝町 28 番地
常磐野	医療法人トキワ会	右京区常盤東ノ町 22 番 5
京北	社会福祉法人北桑会	右京区京北上中町宮ノ下 22 番地
西京北部	社会福祉法人京都社会事業財団	西京区山田平尾町 17 番地
西京南部	社会福祉法人京都基督教福祉会	西京区檜原百々ヶ池 3 番地
沓掛	社会福祉法人洛西福祉会	西京区大枝北沓掛町一丁目 3 番地 1
境谷	医療法人清仁会	西京区山田中吉見町 11 番地の 2
下鳥羽	社会福祉法人永山会	伏見区下鳥羽但馬町 150 番地
久我の杜	社会福祉法人京都福祉サービス協会	中京区壬生御所ノ内町 39 番地 5
向島	社会福祉法人洛南福祉会	伏見区向島新上林町 16 番地
淀	社会福祉法人伏見にちりん福祉会	伏見区淀美豆町 1055 番地
桃山	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12 番地
深草北部	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 番地
深草南部	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 番地
深草中部	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 番地
醍醐南部	医療法人医仁会	伏見区石田森南町 28-1
醍醐北部	社会福祉法人同和園	伏見区醍醐上ノ山町 11 番地

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（北区・上京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区上賀茂ケシ山1
社会福祉法人京都博愛会
- 6 契約金額（非課税）
10,266,000円
- 7 契約内容
複数の専門職と協同して、初期の認知症患者及びその家族らに対する集中的支援体制を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上、認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周知な準備が必要であることを鑑みると、競争入札では事業の目的を達成することはできない。
本事業の特性、対象エリア（北区、上京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（左京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区浄土寺馬場町48
一般財団法人川越病院
- 6 契約金額（非課税）
10,266,000円
- 7 契約内容
複数の専門職と協同して、初期の認知症患者及びその家族らに対する集中的支援体制を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上、認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、競争入札では事業の目的を達成することはできない。
本事業の特性、対象エリア（左京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（中京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦棚森町18-13 京医協ビル2階
公益社団法人京都保健会
- 6 契約金額（非課税）
10,266,000円
- 7 契約内容
複数の専門職と協同して、初期の認知症患者及びその家族らに対する集中的支援体制を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上、認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、競争入札では事業の目的を達成することはできない。
本事業の特性、対象エリア（中京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（下京区・南区・東山区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5
医療法人財団康生会
- 6 契約金額（非課税）
12,110,000円
- 7 契約内容
複数の専門職と協同して、初期の認知症患者及びその家族らに対する集中的支援体制を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上、認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周知な準備が必要であることを鑑みると、競争入札では事業の目的を達成することはできない。
本事業の特性、対象エリア（下京区・南区・東山区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できるのは同法人のほかにないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（山科区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人社団洛和会
- 6 契約金額（非課税）
10,266,000円
- 7 契約内容
複数の専門職と協同して、初期の認知症患者及びその家族らに対する集中的支援体制を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上、認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、競争入札では事業の目的を達成することはできない。
本事業の特性、対象エリア（山科区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（右京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区日野西風呂町5番地
医療法人新生十全会
- 6 契約金額（非課税）
10,266,000円
- 7 契約内容
複数の専門職と協同して、初期の認知症患者及びその家族らに対する集中的支援体制を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上、認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、競争入札では事業の目的を達成することはできない。
本事業の特性、対象エリア（右京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（西京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区山田平尾町17番地
社会福祉法人京都社会事業財団
- 6 契約金額（非課税）
10,266,000円
- 7 契約内容
複数の専門職と協同して、初期の認知症患者及びその家族らに対する集中的支援体制を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上、認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、競争入札では事業の目的を達成することはできない。
本事業の特性、対象エリア（西京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（伏見区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
医療法人社団蘇生会
- 6 契約金額（非課税）
10,266,000円
- 7 契約内容
複数の専門職と協同して、初期の認知症患者及びその家族らに対する集中的支援体制を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上、認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周知な準備が必要であることを鑑みると、競争入札では事業の目的を達成することはできない。
本事業の特性、対象エリア（伏見区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システム保守・運用業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条麩屋町西入立売東町1
富士通Japan株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,303,720円
- 7 契約内容
保健医療システムの正常な運用を維持するための保守業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保健医療システムは、京都市において実施されている母子保健事務、予防接種事務、成人健診事務及び難病医療支給システムを富士通Japan株式会社のパッケージソフトにより電算化したもの。
そのうち住民基本台帳情報及び市・府民税情報を各保健福祉センターに設置した端末において利用するもので、情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損防止のためには、適正な管理が必要である。
また、万一の故障発生時における原因究明及び故障修理の際、速やかにかつ適切に対処することは、システムを開発した業者のみ可能であり、他業者では対処が困難であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化に係る健康管理システム調査業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年8月30日
- 4 履行期間
令和5年8月30日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化に係る健康管理システム調査業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条麩屋町西入立売東町1
代表 富士通 J a p a n 株式会社
- 6 契約金額（税込み）
27,700,200円

7 契約内容

平成28年度から運用を開始している保健所業務管理システム（保健医療システム）について、令和3年5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」が可決・成立したため、国の指針に従い、自治体情報システム標準化に対応したシステム（標準準拠システム）を導入する予定である。

標準準拠システムはカスタマイズを原則禁止しているため、現行の京都市仕様に機能追加しているパッケージソフトと、標準準拠のパッケージシステムとの比較分析等（F i t & G a p 調査）の作業を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務は、現行システム（富士通 J a p a n 株式会社製のパッケージソフトを京都市仕様に機能追加したもの）と標準仕様との比較分析等を行うものであり、当該パッケージソフトを開発し、その知的財産権を有する同社以外に当該業務を実施できる者は存在しない。

また、本業務の実施に当たっては、健康管理システム標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に関する知見が求められるところ、令和3年度から現在まで厚生労働省の「地方自治体における情報システム（健康管理）の標準化等に向けた調査研究」業務を受託し、標準仕様書の作成に深く関与している日本コンピューター株式会社が、富士通 J a p a n 株式会社との連携のもと、調査分析に参画することで、より充実した業務遂行を見込むことができる。このため、富士通 J a p a n 株式会社を代表者とし、日本コンピューター株式会社との2社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度「いきいきシニアポイント」関連業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7,988,970円
- 7 契約内容
令和5年度「いきいきシニアポイント」の事業運営を行うとともに、市民の健康づくりに関する効果的な広報を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業（健康ポイント事業）は、健康づくりに対して比較的関心が少ない方や日常的に取り組んでいない方でも、気軽に達成感を得ながら健康的な習慣の定着を図ることを目的に平成28年度から実施している。
これまで以上に内容の充実・改善を図り、全市民が参加したくなるような企画とし、本事業をきっかけに、健康づくりの大切さについて分かりやすく、効果的な広報等を行うことで、「健康長寿のまち・京都」の取組をさらに推進するため、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルによる募集及び審査を行い、受託事業者を選定した。なお、今回は応募者が1者であったため、受託候補者審査基準に記載のある「応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。」に基づき、選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

受託候補者診査基準に基づき、本市が選定会議により審査を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB京都支店
- 6 契約金額（税込み）
12,059,435円
- 7 契約内容
受動喫煙防止対策に係る「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」の運営及び通報対応業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、市民や事業者からの受動喫煙防止対策に係る問合せ等について、改正健康増進法に基づき適切に対応することが必要であり、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザルによる募集及び審査を行い事業者を選定した。なお、今回は応募者が1者であったため、受託候補者審査基準に記載のある「応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。」に基づき、選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度ナッジ理論等を用いた個別受診勧奨等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区浪花町5-6 三井住友銀行神戸本部ビル2F 起業プラザひょうご
株式会社Godot
- 6 契約金額（税込み）
8,855,000円
- 7 契約内容
 - (1) 個別受診勧奨及び再勧奨
 - (2) 無料クーポン券の送付による個別受診勧奨・再勧奨
 - (3) 未受診理由の把握
 - (4) 勧奨結果の分析及び報告
- 8 随意契約の理由
本業務の実施には、がん検診の受診率を向上させるために、行動経済学に基づく効率的・効果的な受診勧奨を着実に遂行できる能力など、価格以外の要素をもって契約相手方を決定することが適しており、競争入札には適さない。プロポーザル（公募型方式）による募集及び審査を行い、最も評価の高かった上記事業者を契約相手方として選定した。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告

- 1 件名
令和5年度がんセット検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月24日
- 4 履行期間
令和5年4月24日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）
京都市中京区西ノ京左馬寮町28
一般財団法人京都予防医学センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）50,460,890円
- 7 契約内容
がんセット検診の実施委託
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民の方が安心して受診できる体制、十分な検診精度が必要であり、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。
がん検診は単に一次検診を行うのみでなく、検診により精密検査を要する方に対して行う二次検診（精密検査）の受診勧奨や、精密検査受診結果における発見がん数、がん発見率、陽性的中率等の統計データによる精度管理等を行い、検診精度の向上のため、常に検証していく必要があり、これらを全て行えるのは上記法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度前立腺がん検診委託

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）17,614,373円

7 契約内容

前立腺がん検診の実施

8 随意契約の理由

同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度胃がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）43,892,059円
- 7 契約内容
胃がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度胃がん検診委託（集団実施）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）34,690,604円

7 契約内容

胃がん検診の実施（集団実施）

8 随意契約の理由

同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度胃がんリスク層別化検診委託

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）7,145,970円

7 契約内容

胃がんリスク層別化検診の実施

8 随意契約の理由

同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度肺がん検診委託

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）5,103,220円

7 契約内容

肺がん検診の実施

8 随意契約の理由

同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度大腸がん検診委託（個別実施）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）13,109,514円

7 契約内容

大腸がん検診の実施（個別実施）

8 随意契約の理由

同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度大腸がん検診委託（集団・施設実施）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）19,797,800円

7 契約内容

大腸がん検診の実施（集団・施設実施）

8 随意契約の理由

同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度乳がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）50,011,390円
- 7 契約内容
乳がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度乳がん検診委託（集団実施）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）53,543,158円

7 契約内容

乳がん検診の実施（集団実施）

8 随意契約の理由

同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度子宮頸がん検診委託

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）139,230,480円

7 契約内容

子宮頸がん検診の実施

8 随意契約の理由

同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを行えるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市健康診査・保健指導の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東柵尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,722,000円
- 7 契約内容
健康増進法第19条の2に基づく健康診査及び保健指導
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。
健康増進法第19条の2に基づく健康診査及び保健指導については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを両立できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市青年期健康診査委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,498,000円
- 7 契約内容
青年期健康診査の実施（個別医療機関での健康診査の実施、結果通知等）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）する必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札では、事業の目的を達成することができない。
健康診査については、より多くの対象者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これらを両立できるのは同法人のほかにはないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市地域あんしん支援員設置事業委託

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会

6 契約金額（税込み）

83,252,400円

7 契約内容

福祉的な支援が必要であるにも関わらず、対応する公的制度がない、判断能力が不十分で利用できる窓口やサービスにたどり着けない、または支援拒否などといった現行の施策・制度では対応が困難な問題を抱えた方々に対して、地域や行政等の関係機関と連携し、適切な支援に結びつける。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該事業の実施に当たっては、地域福祉に深い理解を持つことはもとより、様々な課題を抱える世帯に対し、専門的な生活支援を実施できる体制を有していることに加え、支援世帯の課題の解決に当たっては関係機関との協働による支援が不可欠である。そのため、保健福祉センター等の行政機関や地域の関係組織との密接な関係が既に構築されており、契約後すぐに事業を実施できる事業者でなければならず、契約内容の性質及び目的が競争入札に適さない。

上記法人は、社会福祉法に規定される地域福祉推進の中核機関として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、区社会福祉協議会や学区社会福祉協議会等の取組により、全区域において行政機関、民生児童委員、町内会等との地域のネットワークが既に構築されている。また、地域包括支援センターなどの介護サービス事業の展開や児童館等の各種社会福祉施設の運営等から、高齢・障害・児童など各福祉分野におけるネットワークとも関わりを有しているうえに、福祉ボランティアセンターの運営を通じたボランティア振興の実績はもとより、ボランティア団体との関わりもあることから、支援員が地域での支援活動を展開するうえで、インフォーマルな支援（制度にない支援）の導入も可能である。

さらに、生活福祉資金貸付業務や日常生活自立支援事業の実施、成年後見支援センターなど

の運営も行っており、生活支援の取組実績を豊富に有していることなどの観点から、地域や各福祉分野における幅広いネットワーク、地域を基盤にした生活支援の実績を有する京都市社会福祉協議会に業務を委託することにより、生活支援及び地域支援の両方の機能が効果的に発揮され、かつ、円滑に業務が実施されるものと認められる。

以上のように契約を適切に履行できる団体はほかにはないため、同法人と随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ひきこもり相談窓口運營業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
129,120,000円
- 7 契約内容
電話、来所、訪問（アウトリーチ）等の様々な手法で相談対応を行う、全年齢を対象としたひきこもり相談窓口を運営する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では、令和2年9月にひきこもり支援の仕組みを抜本的に見直し、再構築した。ひきこもり支援は支援手法等が確立されていない分野であり、支援技術の確立を目指すため、受託者は、事業への主体的な関わりと積極的な事業構築への提案を行うとともに、本市により決定した事業内容については、本市との連携のもと確実に実施する必要がある。
このため、委託先の選定に当たっては、ノウハウ、経験、地域ネットワークとの関係性などを勘案する必要があり、競争入札により価格のみの要素で契約相手方を決定することは適切ではないため、プロポーザル方式での募集及び選定により、同法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市よりそい支援員設置業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
184,041,000円
- 7 契約内容
ひきこもり状態にある方やその家族に対して伴走型支援を行うよりそい支援員を設置・運営する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では、令和2年9月にひきこもり支援の仕組みを抜本的に見直し、再構築した。ひきこもり支援は支援手法等が確立されていない分野であり、支援技術の確立を目指すため、受託者は、事業への主体的な関わりと積極的な事業構築への提案を行うとともに、本市により決定した事業内容については、本市との連携のもと確実に実施する必要がある。
このため、委託先の選定に当たっては、ノウハウ、経験、地域ネットワークとの関係性などを勘案する必要があり、競争入札により価格のみの要素で契約相手方を決定することは適切ではないため、プロポーザル方式での募集及び選定により、同法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域介護予防推進センター事業の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名
健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
※ただし、社会福祉法人健光園については令和5年7月21日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
※ただし、医療法人平盛会については令和5年4月1日～令和5年9月30日、
社会福祉法人健光園については令和5年10月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生東高田町1番地9
一般財団法人京都地域医療学際研究所 ほか12件
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）510,927,000円
- 7 契約内容
京都市地域介護予防推進事業実施要綱に基づく地域介護予防推進事業及び京都市フレイル対策支援事業実施要綱に基づくフレイル対策支援事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域介護予防推進事業及びフレイル対策支援事業は、それぞれ高齢者が要介護状態となること及びフレイル状態となることを予防することを目的としており、そのためには、高齢者に対して専門的見地から指導を行うとともに、高齢者が地域において持続的、また主体的に介護予防活動に取り組むように支援していくことが求められる。そのためには、地域に根ざし、地域住民や地域の関係機関（地域包括支援センターや地域支え合い活動創出コーディネーター等）、さらには京都府栄養士会等の職能団体とも密接に連携しながら事業を実施していく必要がある。
また、当該事業を適切に実施するためには、介護保険制度等の制度を十分に理解していることはもとより、法人として介護予防やフレイルに係る専門分野における一定のノウハウを有している必要がある。加えて、同区内において地域住民や関係団体と事業の推進に必要な関係を構築していることや、一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約目的が競争入札に適さない。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

第3期介護保険事業計画初年度(平成18年度)において、本事業を実施するために必要な人員、一定の設備及び介護保険事業者としての実績を有する市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設設置法人に対して事業委託の募集を実施し、応募のあった13法人が提出する書類において、事業実績及び事業計画に基づき指定管理者の選定に準じる評価を行い、適切な事業運営が可能と認められる法人を選定した。また、平成21年11月には高齢者人口の多い伏見区内において事業委託の募集を実施し、応募のあった4法人が提出する書類から審査を行い、高齢者保健福祉計画ワーキンググループからの意見を踏まえ法人を選定した。

市民の健康寿命の延伸の取組を進めていくには、地域に根ざし、地域住民や同区内の地域包括支援センターとも密接に連携しながら事業を実施し、高齢者の継続的な介護予防活動や自主的な介護予防活動を支援していく必要があることから、これまでの実績を勘案し引き続き同一法人を選定するものとする。

右京区地域介護予防推進センターについては、受託者である医療法人平盛会から、令和5年9月30日をもって辞退したい旨の申出があったため、令和5年10月1日からの受託先について、事業委託の募集を実施し、応募のあった7法人が提出する書類から、事前に専門家に意見を聴取し定めた受託候補者審査基準に基づき選定委員会による審査を行い、受託法人を選定した。

11 その他

<委託法人一覧>

担当地域	運営法人名	住所
北区	一般財団法人京都地域医療学際研究所	中京区壬生東高田町1番9
上京区	社会福祉法人京都福祉サービス協会	中京区壬生御所ノ内町39番5
左京区	社会福祉法人市原寮	左京区静市市原町1278番地
中京区	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町9番地
東山区	社会福祉法人洛東園	東山区本町15丁目794番地
山科区	一般社団法人愛生会	山科区竹鼻四丁野町19番地の4
下京区	医療法人医仁会	伏見区石田森南町28番地の1
南区	医療法人同仁会(社団)	南区唐橋羅城門町10番地
右京区 (4/1~9/30)	医療法人平盛会	西京区大枝南福西町3丁目7番地の8
右京区 (10/1~3/31)	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町12
西京区	社会福祉法人京都社会事業財団	西京区山田平尾町17番地
伏見区 (本所管内)	公益社団法人京都府柔道整復師会	右京区西京極新明町6番地
伏見区(深草・ 醍醐支所管内)	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町59・60番地

随意契約締結結果報告書

1 件名

地域高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化支援及びデータ活用に係るワークショップの実施等に関する業務

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

5,742,000円

7 契約内容

地域高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化支援、データ活用に係るコンピュータープログラム
プログラムの保守及びデータ活用に係るワークショップの実施

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

地域介護予防推進センターでは、体力測定値等を記載した「健康チェックシート」についてOCR技術を用いて読み込み、一定の分析等が可能となるように個別の識別番号を自動付与するなどの加工を施し、データ化するシステム（以下、「データ化システム」という。）を構築している。このデータ化システムは、日本電気株式会社が開発したものであり、本委託業務において実施するデータ化システムの障害発生時の不具合の修正や機能改善のための仕様変更等の際には、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を必要とする。

また、データ活用に係るワークショップで使用する高齢者の体力測定値の共有等を目的としたフィードバック帳票は、日本電気株式会社が著作権を有しており、本委託業務において実施する帳票やデータの活用や改善作業は同社にしか実施できないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
京都市社会福祉協議会が相談窓口となって、身寄りのない低所得の単身高齢者を対象に、火葬及び納骨等の死後事務委任契約を締結し、あらかじめ葬儀等に必要な費用を預託し万一のときの備えを講ずる
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約者の資産を「預かる」という趣旨から、倒産リスクのない団体に委託を行う必要がある。また、各地域に点在する契約者に対して定期的な訪問を行い、身体的な衰えが確認できた際には介護保険サービスに、加齢や認知症等により判断能力が衰えてきた際には、適切に権利擁護サービスにつないでいく必要があるため、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さない。
当該委託先は、社会福祉法上に規定のある社会福祉法人であり、倒産リスクがないことから、受託団体として適任である。また、各地域に点在する契約者に対して定期的な訪問を行うには、各区に拠点のある社会福祉協議会の総合力を活かすことができる。
更には、市社協は判断能力が十分でない方々の金銭管理や、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の実施主体であるため、契約者が認知症等の初期症状により日常生活に支障が出てきた後には、速やかに日常生活自立支援事業へのつながりが可能である。また、高齢者やその家族、関係者等に対して幅広い支援を行うため、研修や調査研究等の様々な事業を総合的に展開する施設である「京都市長寿すこやかセンター」の指定管理者として、各種研修、高齢者権利擁護相談を実施するとともに、高齢者の権利擁護に対して幅広い支援を実施している。
以上のとおり、本件業務を行うにあたり必要な条件を全て満たすのは当該委託先のほかにないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市配食サービス事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
7,794,020円
- 7 契約内容
配食サービス利用申請の受付業務や利用決定業務や利用者の身体状況等の確認を行うとともに、配食業者間のエリアや配食数の実績管理及び利用者への情報提供などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスをとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、利用者の身体状況等の確認、配食業者間のエリア及び配食数の調整、又は利用者への情報提供等であり、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の目的は栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、当該目的を達成するために、本事業の委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めている。当該委託先はこれらの選定基準

を満たしており、当該目的を達成することができる。

また、これまで配食事業を実施している事業者については、安否確認を行ってきた実績があり、利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設 衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市配食サービス事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地、60番地
社会福祉法人京都老人福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,961,916円
- 7 契約内容
利用者の身体状況の確認、利用者への情報提供や栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスをとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、利用者の身体状況等の確認、利用者への情報提供のほか、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、異常を発見した際には、警察署、消防署、医療機関等への連絡等、迅速な対応が求められ、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の目的は栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、当該目的を達成するために、本事業

の委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めている。当該委託先はこれらの選定基準を満たしており、当該目的を達成することができる。

また、これまで配食事業を実施している事業者については、配食エリアの伏見区役所深草支所管内において安否確認を行ってきた実績があり、利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市配食サービス事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区久世川原町79
社会福祉法人清和園
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,989,660円
- 7 契約内容
利用者の身体状況の確認、利用者への情報提供や栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスをとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、利用者の身体状況等の確認、利用者への情報提供の他、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、異常を発見した際には、警察署、消防署、医療機関等への連絡等、迅速な対応が求められ、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の目的は栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、当該目的を達成するために、本事業の

委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めている。当該委託先はこれらの選定基準を満たしており、当該目的を達成することができる。

また、これまで配食事業を実施している事業者については、配食エリアの南及び右京区役所管内において安否確認を行ってきた実績があり、利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市配食サービス事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区久世川原町79
社会福祉法人清和園
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,220,144円
- 7 契約内容
利用者の身体状況の確認、利用者への情報提供や栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスをとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、利用者の身体状況等の確認、利用者への情報提供の他、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、異常を発見した際には、警察署、消防署、医療機関等への連絡等、迅速な対応が求められ、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の目的は栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、当該目的を達成するために、本事業

の委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めている。当該委託先はこれらの選定基準を満たしており、当該目的を達成することができる。

また、これまで配食事業を実施している事業者については、配食エリアの南、右京及び西京区役所管内において安否確認を行ってきた実績があり、利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険料に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,656,917円
- 7 契約内容
 - （1） 介護保険料に係る京都市会計管理者扱いの領収済通知書の内容を、データ化してエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - （2） 前号のデータの内容と金融機関が作成した収納日報、収納合計票の合計（件数及び金額）を照合すること。
 - （3） 領収済通知書の画像データは、「京都市総合収納システム済通機能追加ご導入仕様書」で定める期間（14箇月間）、システム上に保管し、システムから削除される前に電磁的媒体に収録して京都市に納品すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、介護保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容を電磁的記録媒体に収録し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。

そのため、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法や三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが構築されているエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外では契約内容を確実に履行することができず、競争入札に適していないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険料還付等事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 6 契約金額（税込み）
119,770,200円
- 7 契約内容
介護保険料の還付・返戻・充当に係る業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
介護保険料の還付・返戻・充当に係る業務については、迅速かつ確実な事務処理を必要とし、また、戸籍や口座情報等の高度な個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識に基づき業務を遂行しなければならない。さらに、還付の発生事由により処理手順が変更され、被保険者及び相続人に対する説明内容も個々の状況により対応する必要がある等、介護保険制度の深い知識に基づいた柔軟な対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、あらかじめ定めた評価項目に基づき企画提案書等の提出書類及びヒアリングでの提案内容を総合的に審査した結果、最も高い評価を得たため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,135,286円
- 7 契約内容
介護保険オンラインシステム用の端末機器等に関する保守運用業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次のとおり日本電気株式会社が指定する機器を使用する必要がある、その保守運用についても日本電気株式会社しか行うことができない。
 - (1) 介護保険オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気株式会社製の汎用機（ACOS）であるが、区役所・支所に設置するパソコンを、この汎用機の端末機として稼働させるためには、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼働させるためのエミュレーターソフトウェアが必要となる。
このエミュレーターソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機的设计思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。
 - (2) エミュレーターソフトウェアは、日本電気株式会社が著作権を有するうえ、その内容は公開されておらず、ほかの者に提供されていない。したがって、日本電気株式会社以外の者が作製した端末用機器の場合は、このエミュレーターソフトウェアについて動作確認されない。さらに、ACOS端末機能を稼働させるためのエミュレーターソフトウェアについて動作保証されている端末機器は、日本電気株式会社が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器として独自仕様により開発したものであり、ほかの製品をもって代替することができない。

また、日本電気株式会社は、同社の運用保守部門であるNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールディング株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、「介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム」を委託先として選定する。

- ・日本電気株式会社
作業全体責任
- ・NECソリューションイノベータ株式会社
機器等運用保守
- ・NECフィールディング株式会社
機器等運用保守

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険システムのデータ抽出、分析及び整理業務
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年7月25日
- 4 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険システムのデータ抽出、分析及び整理業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
131,447,096円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、国が策定する標準仕様書に準拠する情報システム（以下「標準準拠システム」という。）への移行に向け、現行システムで管理している各種データの抽出、分析及び整理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
介護保険事務処理システムは日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しており、データ構造その他の詳細な技術情報は同社しか保有していないことから、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社は、同社のシステム開発部門であるNECソリューションイノベータ株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理及び開発室管理
 - ・NECソリューションイノベータ株式会社
全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、個別スケジュール管理及びデータ抽出等に係る作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市緊急通報システム事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：大阪市淀川区十三本町三丁目6番35号
商号：大阪ガスセキュリティサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）72,574,000円
- 7 契約内容
 - （1）緊急通報機器の賃貸
 - （2）緊急通報機器の設置・撤去及び移動
 - （3）緊急通報機器の保守点検
 - （4）緊急通報機器への誤発報防止処理
 - （5）緊急通報機器への登録番号桁数変更処理
 - （6）通報受信機への情報入力
 - （7）緊急通報機器の相談ボタン復旧作業
 - （8）相談センターの運営
 - （9）安否確認コールの実施
 - （10）機器賃借料の徴収業務
 - （11）その他の付随業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業において、受託者は機器の仕様等及び通報対応と相談対応ができるノウハウを持っている必要がある。大阪ガスセキュリティサービス株式会社は、平成13年から本事業の一部を再委託されており、前受託業者が会社を登記閉鎖することに伴い業務を引き継いでいることから、本事業の

ノウハウを継承している。

また、緊急通報システムは令和5年3月末時点で4,046世帯(うち高齢事業3,929世帯、障害事業117世帯)が利用しており、機器は全て貸与している。毎年、事業者を変更することは、全利用世帯の機器の撤去及び設置に時間及びコストを費やし、利用者が毎年異なる機器の使用方法を理解しなければならず、場合によっては、機器の使用に不慣れな利用者は緊急通報ができず、救急搬送が遅れ、利用者の生命に危険を及ぼす恐れがある。

以上のことから、本事業を委託できるのは大阪ガスセキュリティサービス株式会社以外にないため、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
敬老乗車証交付等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年5月1日
(変更後) 令和5年8月31日
- 4 履行期間
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB 16F
パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 90,970,000円
(変更後) 92,527,600円
- 7 契約内容
敬老乗車証の交付に係る業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
本業務委託は、敬老乗車証の交付等に関わる業務において、技術、経験に基づくノウハウ等により履行内容や履行方法に顕著な差が出ることから競争入札に適さず、主として価格以外の要素に基づき契約の相手方の選定を行うことが妥当と判断し、プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修（総合テスト）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月7日
- 4 履行期間
令和5年4月7日から令和5年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修コンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）
11,736,560円
- 7 契約内容
敬老乗車証交付管理システムの令和5年度制度改正対応に伴い必要なシステム改修の総合テスト
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
敬老乗車証交付管理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、開発からテストにわたって、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、株式会社ワードシステムをコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任
 - ・株式会社ワードシステム
令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修にかかる作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
敬老乗車証交付管理システムに係る端末増設及び保守業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年5月15日
- 4 履行期間
令和5年5月15日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
敬老乗車証交付管理システムに係る端末増設及び保守業務コンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）
8,346,181円
- 7 契約内容
敬老乗車証交付事務センターの開設に伴う敬老乗車証交付管理システム用の端末機器等設置及び保守運用業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
敬老乗車証交付管理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発され、運用されているものである。それらで使用するための端末等の調達及び保守運用については、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、当業務については、日本電気株式会社及び関連会社でコンソーシアムを組み実施するため、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
 - ・NECソリューションイノベータ株式会社
 - ・NECフィールディング株式会社
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市敬老乗車証交付業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区北浜東3番地9
日本郵便株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）41,930,460円
- 7 契約内容
敬老乗車証の交付事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件契約は、負担金の納付と引き換えに敬老乗車証を交付するものであり、契約の履行ができるのは本市の公金を収納できる金融機関に限られる。中でも日本郵便株式会社は京都市の公金収納代理金融機関であり、京都市全域に227局の普通郵便局・特定郵便局を展開しており、高齢者の利便性の向上を図ることができる。
以上の理由により、競争入札に適さないため、日本郵便株式会社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
抗原検査キットを用いた高齢者施設職員等への集中検査業務
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田中川原町381番地
石黒メディカル株式会社
- 6 契約金額（税込み）
730,171,200円
- 7 契約内容
高齢者施設職員等への新型コロナウイルス感染症にかかる集中的検査の実施に伴うに申込受付、抗原検査キットの確保・保管、発送等に係る業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
高齢者施設等については、身体距離の近い介護を提供する特性から、ひとたび感染者が発生すると、急速に感染が拡大し、クラスターが多発する状況となり、重症化リスクの高い者が多く入所・入院していることから、生死にかかわる事態になる恐れがある。こういった状態にならないようにするためには、いち早く感染者を把握し、感染が拡大しないよう、すぐにでも集中的検査を実施する体制が構築される必要がある。そのためには、上記業務等に係る事務構築や体制確保が必要となるが、国通知発出から4月1日の検査開始まで準備期間が1週間しかなく、この期間で事務構築や体制確保ができるのは、令和4年度に検査業務を実施している石黒メディカルのみであったため、緊急で本事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

本検査は、①有症状者又は陽性者への接触者に対する随時検査及び②入所施設において頻回な検査（施設内で陽性者が発生した場合に限る）を実施するが、石黒メディカルは、これまで本市の業務、更に他の自治体から、類似の事務を受託しており、抗原検査キットの大量調達、保管、発送等の実績もあることから、委託先として適当である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民税均等割減廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修（高額介護サービス費）（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和5年4月4日
- 4 履行期間
令和5年4月4日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民税均等割減廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修（高額介護サービス費）改修コンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）
12,181,470円
- 7 契約内容
市民税均等割減廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修（高額介護サービス費）の開発作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ、以下の役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理
 - ・NECソリューションイノベータ株式会社
全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、個別スケジュール管理、アプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域リハビリテーション推進センター給食調理等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル7階
日清医療食品株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,106,400円
- 7 契約内容
京都市地域リハビリテーション推進センター障害者支援施設利用者に提供する給食の調理等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当センターの給食は、障害者支援施設入所者に対して1日3食（朝・昼・夕）、通所者に対して1日1食（昼）を提供している。
障害者支援施設利用者は、訓練の一環として自ら食事の配膳・下膳をするため、直接委託業者職員と関わることが多く、委託業者職員の障害者に対する適切な対応が求められる。
これらの能力が優れている者を選択して契約相手とするためには、価格以外に業務の実施計画（人員配置計画、衛生管理方法、職員の研修方法と内容等）を提出させ、給食調理等業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要がある。したがって、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により委託業者を募集し、提出された実施計画書、業務マニュアル、見積書、プレゼンテーションの内容を、当センターで定めた評価基準に基づき総合評価を行った結果、計画書の内容、人員配置、安全衛生管理、業務遂行能力等において、当センターが特に求めていた仕様書の内容を円滑かつ正確に実施することができ、当センターの給食調理業務等を安心して委託できる業者として、日清医療食品株式会社近畿支店が適格であると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域リハビリテーション推進センターにおける電力需給契約
- 2 担当所属名
保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年4月検針日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島3丁目3番23号 中之島ダイビル20階
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
41,368,110円
- 7 契約内容
京都市地域リハビリテーション推進センターへの電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年度電力（高圧）の供給に係る入札について、参加申請がなく不成立となったため、関西電力株式会社の「標準メニュー」（令和5年4月1日供給開始）に申し込み、不落随契を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市急病診療所運営業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東柵尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
416,258,817円
- 7 契約内容
市民の健康保持に資するために応急的な診療を確保するための施設（以下「急病診療所」という。）の運営及び管理並びに診療に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務は、休日及び夜間において複数科目の診療をそれぞれの担当医師によって運営する必要があり、一定数の医師を確実に確保できなければ安定して実施できない。
一般社団法人京都府医師会は、京都市域の大部分の医師が加入している組織であり、非常に公共性の高い団体である。当該委託業務の実施に当たっては、出務者の確保、後送病院との契約など、同医師会の持つ組織力によるところが大きく、急病診療所を安定的に運営することができる団体は同医師会のほかにないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市休日急病歯科診療所運営業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東柵尾町1番地
一般社団法人京都府歯科医師会
- 6 契約金額（税込み）
40,734,436円
- 7 契約内容
京都市休日急病歯科中央診療所における診療業務及び物品の保守・安全の確保に関すること
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
休日急病歯科診療は、全ての休日において複数の歯科医師によって運営する必要があり、一定数の歯科医師を確実に確保できなければ安定して実施できない業務である。
一般社団法人京都府歯科医師会は、多数の歯科医師が加入している組織であり、非常に公共性の高い団体である。当該委託業務の実施に当たっては、出務者の確保や障害者に対する歯科診療などの社会福祉事業の実績など、同法人の持つ組織力によるところが大きく、休日急病歯科診療所を安定的に運営することができる団体は同法人のほかにはないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度肝炎ウイルス（B型・C型）検査実施に関する委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込）
（予定総額）34,147,703円
- 7 契約内容
本市が実施する肝炎ウイルス検査の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、肝炎ウイルスの感染者を早期に発見し、検査・治療につなげ、重症化予防を図ることを目的として、肝炎ウイルス（B型・C型）検査を実施するものである。この目的を達成するためには、広く市民に対する受検機会の拡大を図ることが重要となることから、本市全域に、できるだけ多くの肝炎検査実施機関が必要となるとともに、統一された検査方法により実施することが必要である。
一般社団法人京都府医師会は、府内の医療機関の医師で構成される法人であり、本市市内の医療機関のほとんどの医師が加入している法人である。また、実施機関である医療機関の医師に対して、専門的立場から、統一した指示を徹底することができる団体でもある。このような団体は同法人のほかにはないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度胸部（結核・肺がん）検診の実施及び委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年5月26日
- 4 履行期間
令和5年5月26日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
①京都市中京区西ノ京左馬寮町28 一般財団法人京都予防医学センター
②京都市中京区三条通高倉東入榎屋町58番地・56番地 一般財団法人大和松寿会中央診療所
③京都市山科区音羽珍事町2 医療法人社団洛和会洛和会音羽病院
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,587,600円
- 7 契約内容
令和5年度胸部（結核・肺がん）検診の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、各区支所保健福祉センターで実施する特定健康診査及び後期高齢者健康診査（保険年金課所管業務）と併せて実施する胸部検診であり、5月から10月までの期間に年間約100か所の会場で実施を予定している。本市の競争入札参加有資格者の中で、検診車の配車及び検診実施の履行が可能な事業者に聞き取りを行ったところ、当該頻度での実施を単独で履行できる事業者は存在しなかった。
そのため、本市の競争入札参加有資格者のうち、当該業務の一部について履行可能な事業者を再度確認したところ、上述の①一般財団法人京都予防医学センター、②一般財団法人大和松寿会中央診療所が履行可能であった。しかし、①、②の有資格者のみでは当該業務の全ての検診を履行することは不可能であることから、本市の競争入札参加有資格者以外の事業者に、下記の条件を満たしたうえで、当該業務の一部を履行することの可否を確認したところ、上述の③が履行可能であったため、上記①から③の法人と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度H I V・性感染症検査（H I V抗体等確認検査、梅毒検査）に係る血液検査、性感染症（淋菌・性器クラミジア）検査に係る尿検査等
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコバイオシステムズ
- 6 契約金額（税込み）
6,304,650円
- 7 契約内容
京都市が委託している医療機関において実施する平日検査（昼間検査おおむね週1回、夜間検査月2回）、休日検査（月4回土、日曜日）のH I V／性感染症検査について、検査会場で採取された検体を回収した後、検査を実施し、その結果を報告する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札に付したが、入札者がいなかった。4社に見積書の提出を依頼したが、その内2社は見積書の提出が不可となり、提出があったのは2社のみであった。見積書の提出のあった2社については、いずれも入札当初の仕様内容及び予定価格の範囲内で履行可能であったが、上記事業者の見積額がより低廉であったため、上記事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター運營業務委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町186 ヤサカ五条ビル9F
東武トップツアーズ株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）487,820,158円

7 契約内容

京都市内に在住又は滞在する新型コロナウイルス感染症陽性者（以下「陽性者」という。）からの健康相談、陽性者への連絡、患者の移送調整・ホテル入所調整、療養証明書作成に関する業務、入院に係る公費負担業務、陽性者登録業務、健康観察業務、HER-SYS入力及びその他、陽性者の療養支援等新型コロナウイルス感染症対策に係る業務。

ただし、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられる令和5年5月8日以降においては、上記の業務のうち健康相談のみ実施。

8 随意契約の理由

本市では、無症状者や軽症患者の容態変化等の相談に対応し、必要な場合に的確に医療に繋ぐため、令和4年2月から京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター（以下「FUC」という。）を設置し、保健所の体制強化を図ってきた。

令和5年1月27日付けで、5月8日以降は新型コロナウイルス感染症の位置付けを5類感染症へと変更する旨、また、同年3月17日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」において、健康フォローアップセンターは5月7日をもって終了することを基本とする旨が国から示された。そのため、令和5年3月時点では本市の新規感染者数は落ち着いていたが、新型コロナウイルス感染症が2類感染症に位置づけられている5月7日までは、引き続きこれまでの保健所体制を維持する必要がある。

FUCで行っている業務は、患者等からの健康相談、陽性者への連絡、患者の移送調整、医療用抗原検査キット陽性となった者の登録対応業務など非常に多岐にわたり、業務の習熟に一定期間が

必要となる。しかし、国の事務連絡を受けてから、新年度のFUCの体制を新たに構築するには十分な時間がなく、新年度から安定して運営し、強化した保健所体制を維持していくためには、令和4年度からFUCを運営する東武トップツアーズ株式会社を契約の相手方とするほかないため、当該事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町6-1-2 四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社京都支社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）14,633,030円
- 7 契約内容
下記の新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者の派遣
<令和5年5月7日まで>
在宅療養者への生活支援物資配送調整
<令和5年5月31日まで>
濃厚接触者等に対するPCR検査受検調整、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力業務、同システムによる健康管理業務、患者管理システム（HIROMEZU）への入力業務、その他付随する業務など
- 8 随意契約の理由
新型コロナウイルス感染症対策に係る業務量が年間を通じて膨大となっている中、円滑に業務を進め、同感染症の拡大防止等の徹底を図ることができる保健所体制を途切れることなく堅持する必要がある。令和5年5月8日の感染症法上の位置付け変更までは、従来どおりの業務を行う必要があり、新年度を迎えることや5月の大型連休等、人の往来が活発になることで感染拡大が生じることも予想された。そのような状況の中、患者を必要な医療へとの確に繋ぐためには、休日・夜間を問わず、一定規模の職員を確保し、保健所体制の強化を継続して行うことが重要である。
当該事業者は、令和3年度途中から労働者派遣（事務職）に係る契約を締結しており、本市のコロナ対策業務の内容について熟知しており、派遣職員の供給・管理体制が確立されている。また、派遣職員についても、この間の従事により、業務習熟度が高まっており、自宅・施設療養医療調整業務や各種協力金支払事務等の多岐にわたる事務的な業務において、重要な役割を担っている。
また、位置付け変更後においても、高齢者施設等における対応や入院調整等の一部の患者対応業

務については段階的な移行を進める方針が示され、当面は継続されることになった。その中で、複雑多岐にわたる業務の習得には相当の期間を要するため、新たにほかの事業者から派遣職員を受入れ、体制の再構築を図るとなると、人員の確保面や業務の習熟度からも保健所体制のひっ迫は免れず、業務の停滞を招きかねない状況であった。

患者を必要な医療へ的確に繋ぎながら位置付け変更に対応するためには、引き続き、新年度当初からも保健所業務を安定して運営する必要がある、既存の派遣職員に従事いただくことが必要不可欠である。

以上により、保健所体制及び業務の継続性の観点から、当該事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）14,542,528円
- 7 契約内容
下記の新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者の派遣
＜令和5年5月7日まで＞
在宅療養者への生活支援物資配送調整
＜令和5年5月31日まで＞
濃厚接触者等に対するPCR検査受検調整、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力業務、同システムによる健康管理業務、患者管理システム（HIROMEZU）への入力業務、その他付随する業務など
- 8 随意契約の理由
新型コロナウイルス感染症対策に係る業務量が年間を通じて膨大となっている中、円滑に業務を進め、同感染症の拡大防止等の徹底を図ることができる保健所体制を途切れることなく堅持する必要がある。
当該事業者は、令和3年度途中から労働者派遣（事務職）に係る契約を締結しており、本市のコロナ対策業務の内容について熟知しており、派遣職員の供給・管理体制が確立されている。また、派遣職員についても、この間の従事により、業務習熟度が高まっており、自宅・施設療養医療調整業務や各種協力金支払事務等の多岐にわたる事務的な業務において、重要な役割を担っている。
令和5年5月8日の感染症法上の位置付け変更までは、従来どおりの業務を行う必要があり、新年度を迎えることや5月の大型連休等、人の往来が活発になることで感染拡大が生じることも予想された。そのような状況の中、患者を必要な医療に的確に繋ぐためには、休日・夜間を問わず、一

定規模の職員を確保し、保健所体制の強化を継続して行うことが重要である。

また、位置付け変更後においても、高齢者施設等における対応や入院調整等の一部の患者対応業務については段階的な移行を進める方針が示され、当面は継続されることになった。その中で、複雑多岐にわたる業務の習得には相当の期間を要するため、新たに他の事業者から派遣職員を受入れ、体制の再構築を図るとなると、人員の確保面や業務の習熟度からも保健所体制のひっ迫は免れず、業務の停滞を招きかねない状況であった。

患者を必要な医療への確に繋ぎながら位置付け変更に対応するためには、引き続き、新年度当初からも保健所業務を安定して運営する必要があり、既存の派遣職員に従事いただくことが必要不可欠である。

以上により、保健所体制及び業務の継続性の観点から、当該事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更後) 令和5年6月1日

4 履行期間

(当初) 令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

(変更後) 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビル5階
株式会社メディカル・コンシェルジュ

6 契約金額 (税込み)

(当初) (予定総額) 94,547,245円

(変更後) (予定総額) 122,117,101円

7 契約内容

下記の新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者の派遣

<令和5年5月7日まで>

発生届受付処理 (報告書作成を含む。)、在宅療養者への生活支援物資配送調整、PCR検査結果通知、PCR検査検体採取業務、他都市からの依頼 (積極的疫学調査、PCR検査、施設調査等) 対応

<令和5年5月31日まで>

検体搬送、陽性者の積極的疫学調査 (施設に対する実地調査を含む。)、濃厚接触者に対するPCR検査受検調整、入院・宿泊施設入所の調整・移送の調整、自宅待機者のモニタリング、療養指導、入退院管理、物品の在庫管理・報告、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) への入力業務、同システムによる健康管理業務、患者管理台帳システム (HIROMEZU) への入力業務、その他付随する業務 等

<令和5年6月1日から令和5年9月30日まで>

施設に対する陽性者の積極的疫学調査 (実地調査を含む。)、施設内の濃厚接触者に対するPCR検査受検調整、往診調整、感染対策に関する相談・助言・支援等、物品の在庫管理・報告、その他付随する業務 等

8 随意契約の理由

新型コロナウイルス感染症対策に係る業務量が年間を通じて膨大となっている中、円滑に業務を進め、同感染症の拡大防止等の徹底を図ることができる保健所体制を途切れることなく堅持する必要がある。

当該事業者は、令和2年度途中から労働者派遣（保健師・看護師・事務職）に係る契約を締結しており、本市のコロナ対策業務の内容にも熟知しており、適切な人選のうえ、派遣職員の供給・管理体制が確立されている。また、派遣職員についても、この間の従事により、業務習熟度も高まっており、高齢者施設等の感染対策業務や積極的疫学調査、入院調整等の感染症対策業務において、専門職・事務職ともに重要な役割を担っている。

令和5年5月8日の感染症法上の位置付け変更までは、従来どおりの業務を行う必要があり、新年度を迎えることや5月の大型連休等、人の往来が活発になることで感染拡大が生じることも予想された。そのような状況の中、患者を必要な医療に的確に繋ぐためには、休日・夜間を問わず、一定規模の職員を確保し、保健所体制の強化を継続して行うことが重要である。

また、位置付け変更後も高齢者施設等については、令和5年9月30日まで継続して新型コロナに対する相談対応や現地への巡回指導等の業務を行うことになったため、保健師および看護師を継続して確保する必要性が生じた。

その中で、複雑多岐にわたる業務の習得には相当の期間を要するため、新たに他の事業者から派遣職員を受入れ、体制の再構築を図るとなると、人員の確保面や業務の習熟度からも保健所体制のひっ迫は免れず、業務の停滞を招きかねない状況となる。

患者を必要な医療に的確に繋ぎながら位置付け変更に対応するためには、引き続き、令和5年4月1日からも保健所業務を安定して運営する必要があり、既存の派遣職員に従事いただくことが必要不可欠である。

以上により、保健所体制及び業務の継続性の観点から、当該事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等療養者の健康観察業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年5月7日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町186 ヤサカ五条ビル9F
東武トップツアーズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,178,598円
- 7 契約内容
京都市内の高齢者施設及び障害児者施設における新型コロナ患者への健康観察業務等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

高齢者等施設で新型コロナウイルス感染症患者が療養する場合、当該施設の職員を通じて保健所が健康観察を行っていたが、令和4年の第7波においては、1日の対応施設数が最大150施設に及ぶなど、想定を超える感染拡大により保健所業務のひっ迫につながった。これを踏まえ、令和4年12月に、高齢者施設等に感染者が生じた場合の健康観察業務を委託し、一層、迅速かつ適切に感染者の状況を把握し、必要な医療へと適切に繋げていく取組や平時からの感染予防対策の助言を行う業務を強化した。

令和5年1月27日付けで、5月8日以降は新型コロナウイルス感染症の位置付けを5類感染症へと変更する旨、また、同年3月17日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」において、健康フォローアップセンターは5月7日をもって終了することを基本とする旨が国から示された。そのため、令和5年3月時点では本市の新規感染者数は落ち着いていたが、新型コロナウイルス感染症が2類感染症に位置づけられている5月7日までは、引き続きこれまでの保健所体制を維持する必要があった。

本業務に当たっては、高齢者等施設に対する平時からの医療提供体制の聞き取り、重症化予防治療の知識の普及、感染対策の助言に加えて、陽性者発生時には、施設療養者の健康観察を適切に行い、医療の提供が必要な患者を速やかに把握し、医療につなげることを、市内全域の対象施設に対して安定的に実施できる体制を確保することが必要となる。

そのような中、しかし、国の事務連絡を受けてから、新年度のFUCの体制を新たに構築するには十分な時間がなく、新年度から安定して運営し、強化した保健所体制を維持していくためには、令和4年度からFUCを運営する東武トップツアーズ株式会社を契約の相手方とするほかないため、当該事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
きょうと新型コロナ医療相談センター運営業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更後) 令和5年8月1日
- 4 履行期間
(当初) 令和5年4月1日から令和5年7月31日まで
(変更後) 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167 AYA四条烏丸ビル
株式会社JTB 京都中央支店
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 284,442,123円
(変更後)(予定総額) 301,545,453円
- 7 契約内容
きょうと新型コロナ医療相談センター(新型コロナウイルス感染症に関する市民からの電話相談について、必要に応じて看護師の指示・助言を求めながら対応)の運営委託
- 8 随意契約の理由
京都府との覚書により、きょうと新型コロナ医療相談センターは府市協調で設置するものとなっていることから、京都府が相見積もりにより契約を締結した当該事業者と随意契約を締結した。
なお、発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談窓口の設置が令和5年9月末まで必要となったため、契約期間を2か月延長する変更契約を結んでいる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度感染症自己報告システムの運用支援業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田須田町1-23-1 住友不動産神田ビル2号館10F
ネオス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,380,000円
- 7 契約内容
感染症自己報告システム（患者情報等の一元管理、LINEと連携した各種情報の提供機能及びチャットボット機能）の保守、軽微な改修。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
感染症自己報告システムは、京都大学医学部附属病院（以下、「京大病院」という。）が研究プログラムの一環として開発したもので、京大病院と本市とが締結した包括連携協定（令和2年度）及び感染症自己報告システムの利用に関する覚書（令和4年度）に基づき、本市が京大病院から無償で提供を受けたものである。
株式会社ネオスは、京大病院から本システムの開発を委託された事業者であり、ほかの事業者では、本市業務に対応するために必要な改修や保守運用等の対処を行うことが困難であることから、当該事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症軽症患者移送業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年5月7日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽藁田町27番地
都タクシー株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）10,774,400円（税込）
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症患者発生に係る軽症患者の医療機関や宿泊療養施設等への移送を実施委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症は感染症法上、新型インフルエンザ等（2類感染症相当）と分類されていたため、医療提供体制の一部として新型コロナウイルス感染症軽症患者に係る移送業務を実施していた。
令和5年3月17日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」において、5月7日まではこれまでどおりの軽症患者移送業務を実施し、5月8日以降は他の疾患と同様に救急隊により搬送先医療機関の選定が行われる旨の国方針が示されたことから、国の方針を踏まえ令和5年4月1日以降も軽症患者移送業務を継続して実施できる体制を整備する必要があった。事務連絡を受けてから新年度当初までの間に、競争入札に付して契約相手方を決定する時間はなかったため、緊急の必要に基づき、上記事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

本件業務について三社に対して見積依頼を行った結果、最も価格が低廉であった上記事業者と随意契約を締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス核酸検出検査業務（PCR検査）委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条東島町63-1
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）142,582,500円
- 7 契約内容
京都市が検査依頼を受け付けた事業所等の検査キット受渡日程調整、検査キットの配布、検査実施業務及び検査結果の報告等に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症における行政検査（PCR検査）については、重症化リスクの高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設（以下「高齢者施設等」という。）において陽性者が発生した場合、周囲の者や従業員等に対し行政検査を実施し、施設が早期に陽性者を把握・隔離等を行えるようにしている。
令和5年3月17日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」において、令和5年9月30日まで高齢者施設等における行政検査を実施すべき旨が示されたことから、新年度当初からの行政検査の実施体制を確保する緊急の必要が生じたため、上記事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の相手方選定に当たっては、急激な感染拡大に対応するため、4月1日から①大量の検査受付・検査実施・結果報告が実施できること、②受検を希望する事業者が公共交通機関や自家用車等でアクセスしやすい箇所に受付窓口を設置できること、③急を要する場合等には医療機関等から検体を直接回収できることが必要であり、また、3月2日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後に備えた患者の発生動向等の把握の準備について（依頼）」に基づくゲノム解析を行うために、検査後に陽性検体を本市が指定する場所（京都大学医学部附属病院等）への搬入が必要である。

上記業務について、複数社に受託の可否及び見積書の提出を依頼し、最も価格が低廉であった上記事業者を契約相手方に選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）652,784,000円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス核酸検出検査（PCR検査）業務の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが変更されたが、位置付け変更後も重症化リスクの高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査を実施する場合は、行政検査として取り扱うこととされている。また、これまでから市域においても多数の感染者が確認されており、医療機関における院内感染や、学校教育施設、高齢者入所施設等における集団感染が頻発している状況であること、濃厚接触者については、症状の有無に関わらず積極的に検査を実施する必要があることから、大規模な集団感染事案が発生した場合、短期間に多量の検査を実施する必要があるが生じている。
一方で、感染拡大期など本市衛生環境研究所及び民間委託業者の検査がひっ迫する中、大規模な集団発生事例が発生した場合には、一度に多量の検査が必要となるが、全国的な検査需要増大に検査供給が追い付かない中、大量の検査を一般の民間検査会社に行わせることは困難である。
京都大学医学部附属病院は医療機関であることから全国的な検査需要増大の影響を受けにくく、かつ、一日当たり最大900件程度の検査能力を有するなど、検査がひっ迫する感染拡大期においても一度に大量の検査を受託することができる唯一の団体であることから、同大学と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
重症化リスクの高い自宅療養者に対する24時間医療管理コーディネート及び医療管理業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年5月7日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区山田中吉見町6 メルヴェーユ桂206
一般社団法人K I S A 2 隊
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）38,966,193円
- 7 契約内容
京都市内の自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者のうち、本来は入院治療が必要であるが、家庭の事情や感染拡大により病床が確保できない等の理由で自宅等での療養を余儀なくされている患者について、京都市の依頼に基づき、24時間体制で自宅へ往診を行い、医学的管理を行う。
また、医学的管理を行うに当たって、心電図等モニタリングが必要となる自宅療養者に対し、24時間の医療管理を実施委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症については、過去の感染拡大において本来入院が必要である高齢者や慢性疾患等の合併症を有する重症化リスクを有する方であっても、老々介護等の理由によりやむを得ず入院ができない自宅療養者が多数存在した。24時間在宅医療管理を行う往診体制を安定的に構築し、在宅医療体制の強化・徹底を図り、重症化や死亡を防ぐことが課題であったことから、令和4年6月から上記法人と当該事業について契約を行っており、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことから、5月7日までは引き続き同様の医療体制を継続する必要があった。
本業務の相手方選定に当たっては、市域をおおむね網羅可能であること、24時間対応で自宅療養解除まで医療管理コーディネート可能であること、地域の主治医や関係機関との連携対応が可能であることが必要であり、当該条件を満たすのは、第6波以降入院医療コントロールセンターと連携して市域における自宅療養者への24時間往診対応を実施してきた同法人のみであるため、当該事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度食鳥検査の実施委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町28-2
公益社団法人京都保健衛生協会
- 6 契約金額（税込み）
12,936,000円
- 7 契約内容
以下の食鳥処理場における、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項に規定する検査及び関連する事務の実施を委託する。
名 称： 中央食鶏株式会社
所 在 地： 京都市下京区梅小路東中町104番地3
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
食鳥検査は本来、行政機関が行う業務であるが、検査員の確保や深夜早朝の検査体制上の問題から、民間活力を導入、委託することが、業務効率上望ましい。
また、契約内容が、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査で、委託する場合は同法第21条第1項に基づき都道府県知事等が指定する指定検査機関のみ可能であり、競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
(1) 現在、京都市内には、京都市長が指定する公益社団法人京都保健衛生協会と、京都府知事が指

定する公益社団法人京都府獣医師会の2つの指定検査機関があるが、公益社団法人京都府獣医師会は舞鶴市と福知山市にある食鳥処理場の食鳥検査を京都府から委託されており、京都市内の食鳥処理場の食鳥検査を行う余力がない。

- (2) 公益社団法人京都保健衛生協会は食鳥検査が義務づけられた平成4年4月1日から30年間滞りなく食鳥検査を実施してきており、本市の食鳥検査の委託を行うに適した指定検査機関であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度民泊通報・相談窓口運營業務等委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB
- 6 契約金額（税込み）
52,963,442円
- 7 契約内容
民泊通報・相談窓口運營業務や宿泊施設の管理運営状況の調査等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
違法不適正な「民泊」施設等に係る情報を把握し、市民等の「民泊」に対する不安に的確に対応するため、電話等による通報・相談等の受付・対応を行う「民泊通報・相談窓口」の設置や、同窓口等に寄せられた違法不適正な「民泊」施設の情報から施設所在地や営業者等を特定する基礎的調査、旅館業法に基づく許可を受けた簡易宿所営業施設の管理運営状況調査の業務を行っている。高度かつ専門的なノウハウが要求される性質上、価格競争となる競争入札のみでは十分な成果が得られない可能性が高いため、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施することとした。
プロポーザルを実施するに当たっては、業務計画等を記載した企画提案書の提出を求め、予め設定した選定基準に照らして最も高い評価を得た当該事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度住宅宿泊事業法等の適正な運営等を確保するためのコンサルタント業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階
TMI 総合法律事務所
- 6 契約金額（税込み）
9,999,999円
- 7 契約内容
本市が制定した条例等を執行するに当たり、専門性の観点から、法的なリスク等についてコンサルティングを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年6月15日から施行された「住宅宿泊事業法」について、本市においては地域の実情を踏まえたきめ細かな条例等の運用ルールを策定した。業務改善命令をはじめとする指導の実行など、規制内容に基づく取組を実施する上では、憲法が定める財産権や営業の自由、国の住宅宿泊事業法及び旅館業法等との関係を考慮する必要がある。また、住宅宿泊事業法、旅館業法ともに、法施行後3年を経過した後に制度の見直し検討が規定されており、当該改正動向を見据えた政策展開が求められる。このほか、令和元年度には、本市の運用ルールを着実に実施した結果、不許可処分やそれを不服とする審査請求への対応、京都府への措置請求や刑事告発の検討などが度重なっており、今後も法令に基づく権限の行使等の際には、法的見地からの専門的な助言や指導を受けることで、法的リスクについて、常に十分な検証を行う必要がある。
当該法的リスクを十分に低減するためには、助言や提言を行う法律事務所のコンサルティング実績やノウハウが重要となる。そのため、委託先の法律事務所によって、履行内容に顕著な差異が生じ、法的リスクの低減に大きな差が生じうることから、本事業については性質及び目的が競争入札に適さない。
TMI 総合法律事務所（以下「TMI」という。）は、350名以上の弁護士を擁する、日本有数の総合法律事務所である。また、国内業務と渉外業務の双方の領域で豊富な経験を積んだ弁護士、弁理士及びスタッフで構成され、海外の法律事務所、会計・税務事務所、コンサルティング事務所、

その他各種専門機関とも提携して、幅広いニーズに適時に対応できる体制を整えている。また、平成29年度の「住宅宿泊事業法の条例制定の検討に向けたコンサルタント業務」契約に基づき本市支援を行ってきた経緯から、「民泊」の適正な運営を確保するための本市理念、関連ルールを最も理解・熟知した団体である。さらに、TMIは、国土交通省や経済産業省等、省庁が所管する各種審査会・検討委員会等の委員である弁護士も多く在籍していることや、民泊等のシェアリングエコノミーに関する業務を多く手がけていることなどから、関係省庁の意向を十分に踏まえつつも、国・自治体・事業者のどの立場にも偏らず、法律の専門家としての立場からコンサルタントを実施することができる唯一の法律事務所である。

以上のことから、本業務について受託可能な唯一の団体といえるため、上記の法律事務所と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
宿泊施設の調査業務等への従事者派遣業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筍町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,840,902円
- 7 契約内容
住宅宿泊事業法に基づく定期報告の管理業務や、宿泊施設の管理運営状況等に関する調査業務等に従事する従事者の派遣
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
派遣職員が従事する業務については、関係法令の熟知と事業者との円滑なコミュニケーションが求められることから、当該人材派遣業務の受託事業者の選定に当たっては、価格競争となる競争入札では、十分な成果が得られない可能性が高いため、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施することとした。
プロポーザルを実施するに当たっては、派遣業務計画等を記載した企画提案書の提出を求め、予め設定した選定基準に照らして最も高い評価を得た当該相手方と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度市営墓地の清掃・処分業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地
特定非営利活動法人京都高齢者福祉事業団
- 6 契約金額（税込み）
5,637,500円
- 7 契約内容
各市営墓地内のごみ集積場所周囲を清掃（枯草、落ち葉等を含む。）のうえ、ごみ等を搬出し適正に処分する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律及び京都市公契約基本条例に基づき、京都市生活困窮者就労訓練事業認定事業所を支援するため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市生活困窮者就労訓練事業認定事業所である事業者で見積合せを実施した結果、価格が最も低廉であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度中央斎場火葬設備定期保守点検業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
富山県富山市奥田新町12-3
株式会社宮本工業所
- 6 契約金額（税込み）
43,885,600円
- 7 契約内容
中央斎場火葬設備の保守点検及び設備定期更新業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中央斎場は昭和56年4月から操業しており、市民等の葬儀を荘厳に執り行うことができるよう、逐次、設備機械の近代化を図っている。これらの諸設備の維持管理は、専門知識の豊富な技術員が定期的に点検する必要がある。とりわけ、火葬設備機械については、使用材料、構造及び機器の調整が特殊であり、火葬炉設備製造者独自の技術がなければ十分な保守管理は不可能である。以上の理由により、当該業務は競争入札に適さないため、火葬炉設備製造者である上記事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度中央斎場告別ホール等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
富山県富山市奥田新町12-3
株式会社宮本工業所
- 6 契約金額（税込み）
31,548,000円
- 7 契約内容
中央斎場の告別ホールにおける業務（棺の受入れ、遺族の対応及び案内等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中央斎場は故人と遺族がともに過ごす最後の空間であり、衛生環境を保持する観点から非常に公共性が高く、片時の停滞も許されない極めて重要な施設である。当該業務は、遺族の深い悲しみや喪失感等を念頭に、心穏やかに別れいただく場を提供するため、細やかな気配りや遺族の視点に立った対応など、専門的な知識が求められることから、価格による競争入札ではなく、実績・能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとし、最も高い評価を得た当該事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度中央斎場残骨灰減容化等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県豊橋市西山町字西山328番地
株式会社三豊
- 6 契約金額（税込み）
7,427,904円
- 7 契約内容
残骨灰（火葬後に行われる遺族等の収骨作業によって収骨されず、中央斎場に残されたお骨、灰、金属類のこと）をお骨とそれ以外のものに分別し、減容化（かさを減らすこと）等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では残骨灰を宗教的感情及び故人の尊厳の対象として取り扱っている。当該業務は残骨灰の減容化処理、有害物質除去、お骨の返還等を業務内容としているため、故人の尊厳、遺族感情への配慮、お骨の返還量や有害物質除去の度合い等、様々な点を審査したうえ決定する必要があることから、価格による競争入札ではなく、実績・能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとし、最も評価の高かった当該事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央斎場第二別館汚物炉改修工事
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年5月8日
- 4 履行期間
令和5年5月9日から令和6年3月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
富山県富山市奥田新町12-3
株式会社宮本工業所
- 6 契約金額（税込み）
143,000,000円
- 7 契約内容
経年劣化した汚物炉設備を改修する
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
火葬炉は遺骨をしっかりと残すことを目的とした特殊な設備・装置である。宮本工業所は現在の炉の製造元であり、耐火煉瓦や燃焼バーナー等についても、宮本工業所による特別仕様である。仮に、他社製の部品を用いて火葬炉を改修した場合は、制御系統の動作保証ができなくなるなど、本改修工事を行うことが可能であるのは、実質的に宮本工業所のみであることから、当該相手方と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度死獣運搬及び焼却業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地の2
株式会社猪名川動物霊園
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,235,959円
- 7 契約内容
本市が収集した死獣の運搬及び焼却業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在、本市内で実験動物の死体処理を許可されている業者は株式会社猪名川動物霊園（兵庫県）と株式会社美濃ラボ（岐阜県）のみであり、また本市が処分を委託する死獣（実験動物舎）は月間に約2,700kgあり、民間のペット霊園では施設の規模や実績から受託は不可能である。
上記事業者を受託の可否について、聞取調査を行ったところ、株式会社美濃ラボは実験動物の死体のみに限って受託する方針であり、本市から死獣焼却を受託する意向がないことを確認している。
以上から、株式会社猪名川動物霊園のみ受託可能であるため、同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度狂犬病予防注射済票等交付事務及び注射済票交付手数料等徴収事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽仏現寺町1番地
公益社団法人京都市獣医師会
- 6 契約金額（税込み）
8,423,800円
- 7 契約内容
 - (1) 狂犬病予防法に基づく犬鑑札、狂犬病予防注射の注射済票の交付
 - (2) 京都市犬の登録手数料及び注射済票交付手数料徴収規則に基づく犬の登録券及び注射済票交付券の交付
 - (3) 狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射の注射済票交付手数料の徴収等事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該業務における、犬鑑札の交付及び狂犬病予防注射の注射済票交付は、飼主が動物病院にて受け、本市が定める統一した手数料を徴収する必要がある。狂犬病予防法に基づく本事業の目的を達成するためには、市民に対し、広く交付機会を提供すること及びその提供能力を有する団体と契約する必要があることから、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札は適さない。

京都市獣医師会は、市内の開業獣医院が多く所属し、市内全体で統一的に事務を実施できる唯一の団体であるため、上記法人と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン集団接種に関する事務委託（京都私立病院協会）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年4月20日
（変更後）令和5年9月25日
- 4 履行期間
令和5年4月20日から令和5年11月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸8階
一般社団法人京都私立病院協会
- 6 契約金額（税込み）
（当初）（予定総額）27,979,600円
（契約後）（予定総額）31,444,709円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン集団接種に関する事務業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和5年度春開始接種の実施にあたり、本市での集団接種の実施を令和5年3月末に決定した。集団接種会場でのワクチン接種に当たっては、接種前の予診、ワクチン接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応等の医療行為の提供等を2会場で1日当たり最大500人への接種を想定した体制で確保する必要がある。また、医療従事者の確保にあたり、応募要項の周知や募集フォームの管理等の事務作業も発生する。

上記の医療行為が可能な医療従事者の派遣や事務作業等が対応可能であり、かつ運営開始（5月）まで時間が限られている中、これらの体制を早急に整えることのできる団体に委託しなければならない。以上、緊急の必要により、これらの条件を唯一満たす上記法人と随意契約を締結した。

（変更理由）

令和5年秋開始接種では、国の方針として、追加接種が可能な全ての者が接種対象とされていることから、春開始接種と比較して対象者数は相当数増えるものと見込まれる。

一方で、自治体が運営する集団接種会場に関しては、国庫負担金・補助金の上限内で運営に係る収支の均衡をとる必要があることから、効果的かつ効率的に運営するために接種対象者の多い時期（10月）に限定して集団接種会場を運営することとした。

本件業務に関しては、春開始接種実施分として京都私立病院協会に委託しており本件業務の履行実績があることに加え、8月中旬の本市方針決定から、10月の集団接種実施まで約1か月半の限られた準備期間で、必要となる医療従事者数を確保することができるのは同会のみであり、秋開始接種に関しても引き続き同会に委託することが円滑な運営体制を確保するために必要不可欠であるため、変更契約を締結した。

なお、運営終了日は10月29日であるが、医療従事者への報酬支払事務等が発生することから、契約期間は11月30日までとしている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和2～4年度京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託の残務処理委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和5年6月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
日本トータルテレマーケティング株式会社

6 契約金額（税込み）

29,085,481円

7 契約内容

令和2～4年度京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託の残務処理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和5年度からの受託事業者変更に伴う残務処理について、前契約で使用していた電話番号・FAX番号の対応や、前契約で作成し運用を終了したHPのリダイレクト設定、受託事業者で保管している個人情報の削除や本市への移管作業、コールセンターの場所の撤去作業を委託することとしている。

当該残務処理業務については、前契約において業務を委託していた京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアムの代表企業である「日本トータルテレマーケティング株式会社」が用意・契約・保有しているものに係る業務であることから、同社以外へ当該業務の委託を行うことができないため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度新型コロナワクチン接種予約システムの運営に係る委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月 1日

(変更後) 令和5年9月29日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和5年12月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6

一般社団法人京都府医師会

6 契約金額 (税込み)

(当初) (予定総額) 9,792,090円

(変更後) (予定総額) 13,908,510円

7 契約内容

新型コロナワクチン接種予約システムの運営

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本市では、新型コロナワクチン接種事業において、市内医療機関での接種を希望する市民等が円滑に接種を予約できるよう、令和3～4年度にWEBによる予約システムの構築及びその運営を一般社団法人京都府医師会に委託した。

今回、令和5年度も接種が継続される方針が国から示され、引き続き同システムの運営及び保守管理を継続する必要があるため、以下の理由により、同法人と随意契約を締結した。

- ① 同法人以外に委託することとなる場合には、保守管理等に係る責任区分が不明確になり、また、事故発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、契約の目的が達成できない恐れがあること。
- ② 同法人には市内医療機関の大半が所属していることから、同システムを利用する医療機関からの問合せ対応にもスムーズに対応でき、かつ、各医療機関や医療機関を利用する市民に対する同システムの周知も最も合理的に対応できること。

(変更契約の理由)

新型コロナワクチン接種の令和5年秋開始接種の実施に伴い、委託契約期間を延長するため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン接種事業に係る接種券等作成業務委託（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町552
株式会社イセトー
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）34,020,580円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン接種事業に係る接種券等作成業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年度の新型コロナワクチン接種の詳細については、国からは令和5年3月7日に事務連絡が発出され、令和5年5月8日から「令和5年春開始接種」を実施する旨が正式に示された。これに伴い、「令和5年春開始接種」が実施される前に接種券の配布を開始する必要が生じた。
一方で、一般競争入札による業者選定を行う場合、本件は「政府調達に関する協定」の適用を受ける契約に該当するため、入札公告から入札までに原則40日間確保する必要があること、また、業者選定後も接種券の配布開始までに最短でも約1か月の準備期間を要することが見込まれているため、緊急の必要により競争入札に付することができないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
3事業者から見積書を徴取のうえ、見積価格が最も低廉であったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン接種券再発行等事務処理業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月 1日
(変更後) 令和5年8月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市新型コロナワクチン接種券再発行等事務処理業務コンソーシアム
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
代表者 株式会社JTB
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 222,593,548円
(契約後)(予定総額) 305,142,531円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン接種券再発行等事務処理業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

令和5年度も新型コロナワクチン接種が継続して実施されることが決定したことから、「接種券再発行業務」、「住所地外接種届出済証発行業務」、「小児接種券・乳幼児接種券作成業務」、「接種証明書発行業務」、「接種済証発行業務」、「郵送返戻物の管理等業務」について、円滑かつ効率的に実施することが求められる。絶えず迅速かつ的確な市民対応や事務処理が求められるとともに、多くの市民が対象となり得るものであるため、受託者は、質的、量的にも高度な処理能力を有している必要がある。そのため、価格競争のみによって契約相手方を選定する競争入札は適しておらず、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、最も評価の高かった上記事業者と随意契約を締結した。

(変更理由)

令和5年8月10日の自治体説明会において、国から令和5年秋開始接種の詳細が示されたため、当該業務委託について、これまでと同様、円滑かつ効率的に進めることを目的として、委託をする必要が生じた。このため、令和5年12月末までの履行期間の延長及び令和5年秋開始接種の実施

に伴う業務内容の変更を行うこととした。

なお、委託事業者の選定を再度行い、受託事業者が変わった場合、新規で体制の立上げ（業務従事者の確保及び教育等）や業務上必要となる各種インフラの整備や構築（電話回線の確保やコールセンター機能の構築、業務拠点や申請窓口の確保及び整備、接種券発行システムの構築等）が必要となり、間断なく円滑に接種事業を推進することに重大な支障が生じる恐れがあることから、同一の受託事業者に継続して業務を委託する必要があったため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月 1日
(変更前) 令和5年7月25日
(変更後) 令和5年9月25日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 465,954,084円
(変更前)(予定総額) 461,598,084円
(契約後)(予定総額) 574,558,317円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

令和5年度も新型コロナワクチン接種が継続して実施されることが決定したことから、新型コロナワクチン接種に関する市民からの様々な問合せへの対応及び集団接種会場の予約受付業務を円滑に行う必要がある。実施に当たっては、市民からの問合せに的確に回答するため、新型コロナワクチン接種に関する豊富な知識や高度なコミュニケーション能力が必要であり、良質な人材の確保を始め、円滑な事業実施のための体制整備が求められる。そのため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札は適しておらず、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、最も評価の高かった上記事業者と随意契約を締結した。

(変更理由①令和5年7月25日)

予約システムへの接種記録のインポート作業について、別途契約を締結のうえ実施することとし、当初契約における契約金額を減額するため。

(変更理由②令和5年9月25日)

新型コロナワクチン接種の令和5年秋開始接種の実施に伴い、委託契約期間を延長する必要があったため。

なお、委託事業者の選定を再度行い、委託事業者が変わった場合、新規の体制の立ち上げ（業務従事者の確保及び教育等）や業務上必要となる各種インフラの整備や構築（電話回線の確保及びコールセンター機能の構築）が必要となり、間断なく円滑に接種事業を推進することに重大な支障が生じるおそれがあることから、原契約と同一の受託事業者に継続して業務を委託する必要があったため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルスワクチン等の受入れ、保管、小分け及び集配送業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月 1日
(変更後) 令和5年9月28日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区勝島1-1-1
佐川グローバルロジスティクス株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) (予定総額) 130,203,546円
(契約後) (予定総額) 195,305,319円
- 7 契約内容
新型コロナウイルスワクチン等の受入れ、保管、小分け及び集配送業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
本市における新型コロナワクチン接種事業では、地域の診療所・病院等 (かかりつけ等) による「個別接種」を基本とした接種体制を構築することとしている。
令和3年度及び4年度と、個別接種の円滑な実施に当たって、ワクチン等の受入れ、保管、小分け及び集配送の拠点となる「京都市ワクチン配送センター」を設置し、医療機関の負担軽減を図ってきた。
これまで本業務を委託してきた上記事業者以外と新たに契約する場合、現在の拠点で保管しているワクチンを、有効期限を最大限保ったまま、新拠点に移送する必要がある。新拠点に移送するには、現在保管している多量のワクチンを超低温 (-75℃) の温度帯で移送する必要があるが、技術的ハードルが高く、万一移送時にミスが発生した場合、市民に接種すべきワクチンが廃棄となるリスクが生じるため、保管しているワクチンを移送することはできない。また、同社は、市内医療機関のワクチン発注を受け付けるシステム (京都市ワクチンWEB発注システム) と連携可能なシステムを構築することで、日々効率的な配送ルートを組み、円滑に業務を実施することが可能となっている。
以上、市内医療機関へのワクチン安定供給に加え、事業の円滑な実施が必要であり、同社と引き続き契約する必要があるため、随意契約を締結した。

(変更理由)

新型コロナワクチン接種事業について、令和5年秋開始接種の接種期間が令和6年3月31日までとされるとともに、新たに、オミクロン株（XBB）対応1価ワクチンを用いた初回接種及び初回接種を完了した全ての者に対する追加接種を実施することとされたため、契約期間の延長とワクチンの種類についての変更を行うため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン接種事業関連物品保管・入出庫等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月 1日
(変更後) 令和5年9月28日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区朱雀内畑町41番地
株式会社中央倉庫
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) (予定総額) 11,166,100円
(契約後) (予定総額) 14,228,500円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン接種事業関連物品保管・入出庫等業務

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

集団接種会場で使用する備品・消耗品については、令和2年度から令和4年度末までの間、日本トータルテレマーケティング株式会社を代表とする「京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム」を相手方とした「京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託」において使用していた株式会社中央倉庫が所有する倉庫にて保管し、同事業者が各会場への集配を行っていた。

令和5年度についても、3月末の本市方針決定により、集団接種会場で使用する備品・消耗品の保管及び各会場への集配が必要となった。本市では、令和5年3月末まで集団接種を実施しており、また方針決定が同年3月末となったことから、令和5年4月から新たな保管場所を確保し、使用していた物品等を移動することは困難である。

よって、本件契約を受託できるのは、令和4年度末まで使用していた同倉庫を保有する上記事業者のほかにはないため、随意契約を締結した。

(変更理由)

令和5年秋開始接種では、国から追加接種が可能な全ての者が接種対象である旨が示されていることから、春開始接種と比較して対象者数は相当数増えるものと見込まれることから、本市でも集

団接種会場の体制確保が必要であると判断した。一方で、集団接種の実施に当たっては、国庫負担金・補助金の上限内で運営に係る収支の均衡をとる必要があることから、効果的かつ効率的に運営するため、接種対象者の多い時期(10月)に限定して集団接種会場を運営することとした。

8月中旬に秋開始接種の方針が決定されてから、別業者を選定し代替の保管場所に残存している物品を移動させることは困難かつ非効率であるため、秋開始接種に関しても引き続き同社に委託することが円滑な運営体制の確保に不可欠であるため、同社との契約期間を延長することとした。

なお、集団接種会場の運営は10月29日で終了するが、終了後も残る物品の処分期間(有効活用、廃棄等)を確保するため、契約期間は12月28日までとした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン集団接種会場設営等業務委託（令和5年春開始接種）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月20日
- 4 履行期間
令和5年4月20日から令和5年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岡崎徳成町12番地の1
株式会社コスギ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）16,935,600円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン集団接種会場の設営等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年度春開始接種の実施にあたり、本市での集団接種の実施を令和5年3月末に決定した。決定後、入札に付すと、入札準備や入札期間に約1か月を要することから、実施開始までに契約締結ができないため、緊急の必要により随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
下記の一定条件を満たす3事業者から予定数量に基づいた見積書を徴取のうえ、見積額が最も低廉であったため。
 - ・ 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している事業者
 - ・ 本市又は他自治体において、ワクチン集団接種会場又は類似会場（集団検診等）の設営業務の受託実績（コンソーシアム構成員を含む）がある事業者

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン集団接種会場運営等業務委託（令和5年春開始接種）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月20日
- 4 履行期間
令和5年4月20日から令和5年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358 アーバネックス御池ビル西館8F
近畿日本ツーリスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）16,766,668円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン集団接種会場の運営等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年度春開始接種の実施にあたり、本市での集団接種の実施を令和5年3月末に決定した。決定後、入札に付すと、入札準備や入札期間に約1か月を要することから、実施開始までに契約締結ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
下記の一定条件を満たす3事業者から予定数量に基づいた見積書を徴取のうえ、見積額が最も低廉であったため。
 - ・ 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している事業者
 - ・ 本市又は他自治体において、ワクチン集団接種会場又は類似会場（集団検診等）の運営業

務の受託実績（コンソーシアム構成員を含む）がある事業者

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン予約システムへの接種記録のインポート業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年7月25日
(変更後) 令和5年9月25日
- 4 履行期間
令和5年7月25日から令和5年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務コンソーシアム
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
代表企業 株式会社JTB
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 7,502,000円
(変更後)(予定総額) 10,890,000円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン予約システムへの接種記録のインポート業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本市が運営する集団接種会場や拠点医療機関に係る接種予約については、コールセンターにおいて専用の予約システムにより受け付けている。同システムでは、接種券番号を入力すると自身の接種履歴(接種回数)が表示され、そこで初回接種未完了者が予約できないような仕様としている(本市集団接種会場ではオミクロン株ワクチンの追加接種のみを実施)。そのため、令和5年度に新たに追加接種の対象となる者(令和5年度に入って初回接種を完了し前回接種から3か月経過した者)の予約を受け付けるため、定期的に接種記録を同システムに同期する必要がある。

本市コールセンターでは、株式会社サイード社が提供する予約システムを利用しており、接種記録のインポート業務も同社で実施されることが原則である。しかし、同社は、独自に契約するパートナー企業以外とは契約を締結しない方針のため、本市と同様に同システムを利用する自治体では、インポート業務を契約相手(パートナー企業)からサイード社に再委託することで対応している。しかし、本市では個人情報を取り扱う業務を再委託することはできないため、コンソーシアムの形態での契約とする必要がある。また、サイード社では、1つの自治体が複数のパートナー企業と契約することを認めていないため、現在コールセンター業務を委託している株式会社JTB京都支店以外のパートナー企業が形成するコンソーシアムを契約相手とすることはできない。よっ

て、当該2社が構成員となるコンソーシアムと随意契約を締結する。

(変更理由)

新型コロナワクチン接種の令和5年秋開始接種の実施に伴い、委託契約期間を延長するため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン接種事業に係る接種券等作成業務委託（令和5年10月1日から令和5年12月31日まで）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年8月31日
- 4 履行期間
令和5年10月1日から令和5年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町552
株式会社イセトー
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,974,606円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン接種事業に係る接種券等作成業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年秋開始接種については、令和5年3月には実施を予定している旨が示されていたものの、その詳細については、令和5年8月10日開催の第28回自治体向け説明会で明らかにされた。一般競争入札による業者選定を行う場合、入札公告から入札までに約1か月要すること、また、業者選定後も接種券のお届け開始までに最短でも約1か月の準備期間を要することが見込まれている。
よって、緊急の必要により競争入札に付することができないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市が指定するデータの文字コードに対応することが可能な3事業者に見積書を依頼し、見積書の提出のあった2事業者（1社は辞退）のうち、見積額が最も低廉であったため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン集団接種会場運営等業務委託（令和5年秋開始接種）
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年8月31日
- 4 履行期間
令和5年8月31日から令和5年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条東島町63-1
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）14,783,055円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン接種事業 集団接種会場運営等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年度秋開始接種の実施にあたり、本市では集団接種の実施を令和5年8月中旬に決定したが、10月の集団接種の実施まで約1か月半の準備期間のなか、競争入札に付すと事業開始時期に間に合わない。よって、緊急の必要により競争入札に付することができないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
下記の一定条件を満たす3事業者から予定数量に基づいた見積書を徴取し、見積額が最も低廉であったため。
 - ・ 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している事業者
 - ・ 本市又は他自治体において、ワクチン集団接種会場の運営業務の受託実績（コンソーシアム

構成員を含む) がある事業者

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度風しん抗体検査実施に関する委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）75,944,814円
- 7 契約内容
風しん抗体検査の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
風しん抗体検査は医師のみが行える医療行為であることに加え、風しん第5期定期予防接種の要否を判断するため、風しんの追加的対策の対象者等に広く受検の機会を確保する必要がある。よって、実施に当たっては、多くの協力医療機関を確保する必要があるとともに、対象者が同一条件で抗体検査を受けることができるよう、検査費用は統一した価格を設定する必要がある。
よって、本契約は、その性質が競争入札に適しない契約であるため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
(一般社団法人京都府医師会)
市内医療機関のほとんどが会員として加入している団体であり、現在も約1,500の本市予防接種協力医療機関が所属しており、市内において同会と同規模の団体は無く、市民の受診機会の確保に有効であるため。

(一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関)

市民の受診機会の拡大を図るため。

11 その他

< 委託先一覧 >

(別紙)

一般社団法人京都府医師会	中京区西ノ京東柵尾町6
医療法人裕泰会 足立医院	北区等持院南町19番地3
医療法人梁山会診療所	北区大將軍西町163番地
うつぼや町クリニック	上京区小川通元誓願寺下る靱屋町499-11
医療法人本田医院	上京区智恵光院通出水上ル天秤丸町191-3
医療法人真樹会 山根記念診療所	上京区元誓願寺通大宮東入寺今町522
医療法人アシダメディカルパートナーズ あしだナチュラルクリニック	左京区岩倉三笠町239
いわさきクリニック	左京区岡崎北御所町12番地5
いとうらんクリニック四条烏丸	中京区烏丸通錦小路上手洗水町662 メディアジョイITビル5階
医療法人温心会 おがわ内科呼吸器内科医院	中京区西ノ京銅駝町75-1
北尾クリニック	中京区横鍛冶町115 ウェルマン御所西1階
友吉医院	中京区柳馬場通夷川上る五丁目224-2
医療法人医善会 にしはら耳鼻咽喉科	滋賀県近江八幡市鷹飼町南3丁目5番8号
医療法人ゆうクリニック	中京区西ノ京北小路町17-2
こうクリニック	山科区御陵上御廟野町7-7
医療法人桜会 さくら耳鼻咽喉科たにぐちクリニック	山科区竹鼻竹ノ街道町29番地2 町塚ビル2階
医療法人稜陽会 住田リハビリテーションクリニック	山科区安朱南屋敷町3-56
医療法人貴正会 村上内科医院	山科区四ノ宮垣ノ内町1
医療法人創健会 西村診療所	下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901 ホテルグランヴィア京都3階
いちおか泌尿器科クリニック 京都駅前院	南区東九条室町47-3
市田医院	右京区西院高山寺町7
医療法人岡本診療所	右京区梅津南上田町34番地1
医療法人西院駅前とりやまクリニック	右京区西院高山寺町1-1 メディカル西院3F
医療法人理慶会 もろおかアレルギー科・小児科クリニック	右京区山ノ内五反田町9-1 御池かどのビル1F
ローム株式会社診療所	右京区西院溝崎町21
医療法人若葉会 見島医院	伏見区御駕籠町124-15

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度予防接種実施委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更後) 令和5年9月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

別紙のとおり

6 契約金額(税込み)

(当初)(予定総額) 4,346,812,376円

(変更後)(予定総額) 4,346,817,065円

7 契約内容

予防接種の実施委託

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

予防接種は医療行為であるため医師のみが行えるところ、実施に当たっては対象者に平等に接種できる機会、条件が与えられなければならないことから、多くの協力医療機関を確保する必要があるとともに、国が定める実施要領等に基づき、対象者が同一条件で予防接種を受けることができるよう、接種費用は統一した価格を設定する必要がある。

よって、本契約はその性質が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。

(変更理由)

ヒブワクチン予防接種の委託単価の変更に伴い変更契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

(一般社団法人京都府医師会)

市内医療機関のほとんどが会員として加入している団体であり、現在も約1,500の本市予防接種協力医療機関が所属しており、市内において同会と同規模の団体は無く、市民の接種機会の確保に有効であるため。

(一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関)

市民の接種機会の拡大を図るため。

11 その他

<委託先一覧>

(別紙)

一般社団法人京都府医師会	京都市中京区西ノ京東柵尾町6
医療法人裕泰会 足立医院	京都市北区等持院南町19番地の3
ヴィラ上賀茂診療所	京都市北区上賀茂中ノ河原町22-1
医療法人梁山会診療所	京都市北区大將軍西町163番地
医療法人みつばち会 北山さくらクリニック	京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町98番地7
うつばや町クリニック	京都市上京区鞆屋町499-11
医療法人社団医善会 にしはら耳鼻咽喉科 北野院	京都市上京区七本松西入末之口町441番1
医療法人光診会 本田医院	京都市上京区智恵光院通出水上ル天秤丸町191-3
医療法人真樹会 山根記念診療所	京都市上京区元誓願寺通大宮東入寺今町522
医療法人社団アシダメディカルパートナーズ あしだナチュラルクリニック	京都市左京区岩倉三笠町239
いわさきクリニック	京都市左京区岡崎北御所町12番地5
桑原クリニック	京都市左京区聖護院山王町28-60
医療法人洛樹会 耳鼻咽喉科いしかわクリニック	京都市左京区岩倉三笠町263
医療法人悠仁会 百万遍クリニック	京都市左京区田中門前町103-5 京都パストゥール研究所ビル1階
もりの内科医院	京都市左京区下鴨梅ノ木町25
いとうらんクリニック四条烏丸	京都市中京区手洗水町662 メディアジョイITビル5階
えいご皮フ科 京都御池院	京都市中京区御池通御幸町西入御池大東町596番地 Kiyoshi Build 清3階
医療法人温心会 おがわ内科呼吸器内科医院	京都市中京区西ノ京銅駝町75-1
北尾クリニック	京都市中京区油小路通丸太町東入横鍛冶町115 ヴェルメゾン御所西1階
草場消化器クリニック	京都市中京区西ノ京下合町11番地 島津プラザ4F
医療法人社団医善会 にしはら耳鼻咽喉科	京都市中京区堺町通り竹屋町上ル橘町82番2 T.K.H ENTビル3F
医療法人ひがし医院	京都市中京区大宮通蛸薬師下ル四坊大宮町160番地
医療法人ゆうクリニック	京都市中京区西ノ京北小路町17-2
吉田クリニック	京都市中京区二条通木屋町東入東生洲町533番地の3
社会福祉法人京都悠仁福祉会 ヴィラ山科診療所	京都市山科区大宅御所田町115-1
京都刑務所 医務部診療所	京都市山科区東野井ノ上町20番地
こうクリニック	京都市山科区御陵上御廟野町7-7
医療法人桜会 さくら耳鼻咽喉科たにぐちクリニック	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町29番地2 町塚ビル2F
医療法人稜陽会 住田リハビリテーションクリニック	京都市山科区安朱南屋敷町3-56
たにぐち耳鼻咽喉科クリニック	京都市山科区西野八幡田町28-16
社会福祉法人勤修福祉会 長楽園診療所	京都市山科区観修寺仁王堂町13番地3
医療法人廣葵会 ひろた耳鼻咽喉科医院	京都市山科区西野山中鳥井町75-1
医療法人社団貴正会 村上内科医院	京都市山科区四ノ宮垣ノ内町1
ACCエイジングケアクリニック四条河原町	京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町356
大熊医院眼科・糖尿病内科	京都市下京区四条烏丸西入函谷鉾町89 函谷鉾ビル4F

医療法人祥風会 烏丸五条みどりクリニック	京都市下京区諏訪町通松原下る弁財天町328番地 ヴァン青雲1階
医療法人社団西新宅 小西医院	京都市下京区大宮通仏光寺上る綾大宮町62
京都駅前さの皮フ科クリニック	京都市下京区東洞院通り塩小路下る東塩小路町547-2 福隅ビル2階
医療法人創健会 西村診療所	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901 ホテルグランヴィア京都3階
いのうえクリニック	京都市南区西九条春日町34-2 SOLEIL春日1階
市田医院	京都市右京区西院高山寺町7
医療法人岡本診療所	京都市右京区梅津南上田町34番1
西院駅前おおの耳鼻咽喉科	京都市右京区西院巽町40-3 西院やちビル1階
医療法人西院駅前とりやまクリニック	京都市右京区西院高山寺町1-1 メディカル西院3F
医療法人社団聡樹会 まさき医院	京都市右京区西京極午塚町65-1
医療法人社団医京会 室町クリニック	京都市右京区西院東貝川町42 ハイライズ西院1階
医療法人理慶会 もろおかアレルギー科・小児科クリニック	京都市右京区山ノ内五反田町9-1 御池かどのビル1F
ローム株式会社診療所	京都市右京区西院溝崎町21
ダイアン・いこ皮ふ科クリニック	京都市西京区川島松園町3番地
京都拘置所医務課診療所	京都市伏見区竹田向代町138
医療法人葵会 さくらクリニック	京都市伏見区下鳥羽中円面田町24-205号
医療法人若葉会 見島医院	京都市伏見区御駕籠町124-15
医療法人社団 啓至会 桃山ひむかクリニック	京都市伏見区菱屋町670
社会福祉法人南山城学園 和光診療所	京都市伏見区日野西川類4番地の3
医療法人京向日葵会 淀ひまわりクリニック	京都市伏見区納所町568-5
四方医院	京都市右京区梅津堤下町28
医療法人 いちおか泌尿器科クリニック 京都駅前院	京都市南区東九条室町47番地3
大津赤十字病院	大津市長等1丁目1番35号
大津ファミリークリニック	大津市大門通11-11
医療法人 堅田病院	大津市本堅田三丁目33-24
医療法人弘英会 北雄琴クリニック	大津市雄琴6丁目11番8号
医療法人輝生会 小西医院	大津市大萱1-17-35
医療法人比叡会 坂本医院	大津市下阪本六丁目22-10
医療法人藤樹会 滋賀里病院	大津市滋賀里一丁目18番41号
医療法人社団 瀬田川病院	大津市玉野浦4番21号
医療法人社団 加音 瀬田西クリニック	大津市瀬田三丁目37番9号
医療法人さくら会 せと肛門胃腸クリニック	大津市小野375番地1
竹内医院	大津市横木1-8-10
医療法人社団あかつき会 たけだクリニック	大津市下阪本2丁目20番57号
ピースホームケアクリニック	滋賀県大津市追分町16-21

医療法人良善会 ひかり病院	大津市際川三丁目35-1
医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院	大津市真野五丁目1番29号
医療法人華頂会 琵琶湖養育院病院	大津市大萱七丁目7番2号
医療法人社団あかつき会 本丸たけだ医院	大津市本丸町2-18
医療法人緑陽会 緑ヶ丘クリニック	大津市横木2丁目13-5
医療法人 祐森クリニック	大津市和邇中浜460番地の1
医療法人社団美松会 生田病院	湖南市菩提寺104-13
医療法人 小川診療所	湖南市石部東二丁目5番38号
すずきクリニック	守山市浮気町105-3
松下記念病院	守口市外島町5番55号
ひろかわクリニック	宇治市宇治妙楽24-1 ミツダビル4F
一般財団法人日伸会ビハラー医療福祉機構 あそかビハラー病院	城陽市奈島下ノ畔3-3
社会福祉法人和光会 特別養護老人ホーム 梅林園診療所	城陽市中芦原55番地
医療法人社団啓至会 桂川ひむかクリニック	向日市物集女町五ノ坪14-4
一般財団法人京都地域医療学際研究所 介護老人保健施設「がくさい」	京都市北区鷹峯土天井町54番地
社会福祉法人七野会 介護老人保健施設ライブリキきぬかけ	京都市北区大北山原谷乾町127番地1
介護老人保健施設おおはら雅の郷	京都市左京区大原野村町514
医療法人稲門会 介護老人保健施設しずはうす	京都市左京区静市静原町548番地
公益社団法人信和会 介護医療院茶山のさと	京都市左京区田中上大久保町15
医療法人社団行陵会 介護老人保健施設博寿苑	京都市左京区大原戸寺町383番地
バプテスト老人保健施設	京都市左京区北白川山ノ元町47
医療法人稲門会 介護老人保健施設フェアウインドきの	京都市左京区岩倉幡枝町2250
社会福祉法人友々苑 介護老人保健施設友々苑	京都市左京区静市市原町447-1
社会福祉法人保健福祉の会 介護老人保健施設西の京	京都市中京区西ノ京小堀池町16番地
医療法人社団洛和会 介護老人保健施設洛和ヴィライリオス	京都市中京区聚楽廻西町186番地
医療法人稲門会 介護老人保健施設アビイロードやましな	京都市山科区勤修寺南大日33-1
社会福祉法人香東園 香東園やましな	京都市山科区西野野色町15-88
医療法人新生十全会 介護老人保健施設はーとふる東山	京都市山科区日ノ岡夷谷町11
医療法人社団洛和会 介護老人保健施設洛和ヴィラアエル	京都市山科区小山鎮守町29番1
社会福祉法人堀川健康会 介護老人保健施設じゅんぷう	京都市下京区西堀川通松原下る橋橘町1番地
介護老人保健施設ぬくもりの里	京都市下京区七条御所ノ内西町68
医療法人同仁会(社団) 介護老人保健施設マムクオーレ	京都市南区吉祥院南落合町40番地3
医療法人同仁会(社団) 介護老人保健施設マムクオーレⅡ	京都市南区唐橋羅城門町38番地
医療法人同仁会(社団) 介護老人保健施設マムフローラ	長岡京市奥海印寺奥ノ院25番地2
社会福祉法人緑風会 介護老人保健施設マリアンヌ	京都市右京区梅津中倉町10番地

医療法人トキワ会 介護老人保健施設 リーベン嵯峨野	京都市右京区常盤東ノ町22番5
社会福祉法人美郷会 特別養護老人ホーム大枝美郷	西京区大枝西長町12番地25
医療法人清仁会 介護老人保健施設シミズひまわりの里	京都市西京区大枝沓掛町13-362
医療法人啓友会 介護老人保健施設洛西けいゆうの里	京都市西京区大枝東長町1-36
社会福祉法人浩照会 特別養護老人ホームあじさい苑	京都市伏見区向島二ノ丸町151番53
社会福祉法人浩照会 介護老人保健施設あじさいガーデン伏見	京都市伏見区向島二ノ丸町151番81
医療法人社団蘇生会 老人保健施設アールそせい	京都市伏見区中島中道町87番地
老人保健施設第2アールそせい	京都市伏見区下鳥羽上三栖町129
医療法人清水会 介護老人保健施設京しみず	京都市伏見区羽東師古川町177番地
医療法人清水会 介護老人保健施設第二京しみず	京都市伏見区向島清水町45番地1号
医療法人清水会 介護老人保健施設深草京しみず	京都市伏見区深草越後屋敷町17番地
医療法人社団洛和会 介護老人保健施設洛和ヴィラウラノス	京都市伏見区淀美豆町1133番地
特定医療法人桃仁会 老人保健施設桃寿苑	京都市伏見区向島津田町235番1
社会福祉法人くらしのハーモニー 介護老人保健施設ハーモニーこが	京都市伏見区久我森の宮町3-6
社会福祉法人伏見福祉会 介護老人保健施設醍醐の里	京都市伏見区醍醐内ヶ井戸19番地1
医療法人大澤会 介護老人保健施設こもれび	亀岡市千代川町北ノ庄向条24番地
介護老人保健施設陽生苑	亀岡市篠町篠洗川47番地1
医療法人社団石鎚会 介護老人保健施設やすらぎ苑	京田辺市同志社山手二丁目2番
医療法人清仁会 介護老人保健施設シミズふないの里	南丹市八木町西田山崎16番地
社会福祉法人アイリス福祉会 特別養護老人ホームヴィラ多国山	南丹市八木町西田早田3番地
医療法人回生会 介護老人保健施設ケアセンター回生	向日市物集女町中海道19番地の5
医療法人弘英会 介護老人保健施設 B・O・H ケア・サービスセンター	滋賀県大津市伊香立途中町字上野704

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度予防接種審査支払事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更後) 令和5年9月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) (予定総額) 38,861,619円
(変更後) (予定総額) 38,806,247円
- 7 契約内容
予防接種に係る委託料及び助成金の審査支払事務委託
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
個別接種委託料の審査支払事務に当たっては、医療機関は診療報酬支払事務を専門機関に依頼して行っているため、競争入札には適さないため、上記団体と随意契約を締結した。

(変更理由)
ヒブワクチン予防接種の委託単価の変更に伴い変更契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府国民健康保険団体連合会は、従来から医療機関からの診療報酬支払事務を行っており、全ての医療機関と業務関係があるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度高齢者インフルエンザ予防接種コールセンター運営等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年8月1日
- 4 履行期間
令和5年8月1日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市高齢者インフルエンザ予防接種業務運営コンソーシアム
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永長338 京阪四条河原町ビル7階
代表企業 株式会社JTB
- 6 契約金額（税込み）
40,825,079円
- 7 契約内容
本市では、予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ予防接種について、令和4年度に引き続き、自己負担額の見直しを行う。見直しに係る問合せ等の対応業務を効率的、効果的に推進し、市民サービスの向上を図るため、次の業務を委託する。
 - (1) コールセンター業務
制度変更の説明、接種方法の案内、協力医療機関の案内、協力医療機関からの書類依頼受付等
 - (2) 書類送付対応業務
医療機関等からの帳票類受付、必要書類等の提供
 - (3) 広報業務
広報物の版下作成、独自広報の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年度からの高齢者インフルエンザ予防接種の見直しの実施に伴い、接種料金の変更が生じることから、65歳以上の方（約40万人）に対して、正確かつ滞りなく制度や変更点等をお伝えする必要があるため、価格競争のみによって契約相手方を決定する競争入札は適さない。そのため、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、最も評価の高かった同事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市感染症発生動向調査事業業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局衛生環境研究所
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極北大入町68番地
ファイティングポーズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,930,000円
- 7 契約内容
厚労省の感染症サーベイランスシステム（NESID）から取得したデータ（CSV形式）を集計・分析し、報告書等を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
上記の契約内容を履行するため、委託先は高度な知識及びデータ分析力を有する専門業者でなければならない。本件契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があったため、公募型プロポーザルを実施した。データ処理の手法は適切か、セキュリティ対策を講じているかなどの評価基準をクリアし、かつ最も評価点の高かったファイティングポーズ株式会社を委託先に選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市環境情報処理システム保守業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局衛生環境研究所
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地
環境計測株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,565,854円
- 7 契約内容
システムに係るハードウェア及びソフトウェアの機能を良好に保ち、システムに対する信頼性を維持するための保守業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
環境情報処理システムの関連機器は、環境情報処理システム、各種コンピュータ機器、通信機器及びソフトウェアから構成され、令和元年1月1日から5年間のリース契約を環境計測株式会社と入札により締結している。当該機器は常に良好な状態で稼働することが求められ、故障等を未然に防止するとともに、同システムの機能を良好な状態に維持するための保守業務が必要であることから、当該業務を受託できるのは、上記のソフトウェアを独自開発し、環境情報システム全般について熟知している同社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度「京都市自殺総合対策業務」委託
- 2 担当所属名
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
7,405,201円
- 7 契約内容
くらしとこころの総合相談会、ゲートキーパー養成研修の運営、広報等及びその他の普及啓発事業の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件委託業務は、契約の相手方の能力や創意性、センス、経験に基づくノウハウ等により、履行内容又は履行方法に顕著な差異が現れ、あらかじめ仕様書等で具体的に契約内容を規定することが困難である。このため、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、主として価格以外の要素（履行内容や履行方法、企画提案力など）における競争（プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があった。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該類似業務等の経験を有するとともに、京都にその人的拠点がある広告・イベント企画会社によるプロポーザル（企画提案競争）を行うこととし、「京都市自殺予防対策業務委託事業者選定プロポーザル募集要項」、「仕様書」及び「同評価シート」を提示のうえ、事業内容に係る企画提案を求

めた。

障害保健福祉推進室とこころの健康増進センターが共同で企画提案を受け、「評価シート」に基づく審査を行い、上記の事業者を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳交付事務等に係る労働者派遣業務

2 担当所属名

保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター

6 契約金額（税込み）

（予定総額）13,423,806円

7 契約内容

自立支援医療（精神通院）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳の交付に係る事務及びこれに付随する業務を行う労働者の派遣業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、大量の個人情報を取り扱うことから、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識が求められるとともに、制度の仕組みに習熟したうえでの迅速かつ正確な事務処理が求められる。

このため、契約の相手方の能力や創意工夫、経験に基づくノウハウ等により、履行内容に顕著な差異が現れることから、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格のみで業者を選定する競争入札は適さないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき選定した結果、上記の事業者を契約先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区銀座1丁目10番1号 法研ビル
株式会社法研
- 6 契約金額（税込み）
19,910,000円
- 7 契約内容
令和5年4月1日～令和6年3月31日までの土日祝も含む毎日24時間（ただし、京都市が直営で実施している時間（月、火、水曜日は午前9時から午前12時まで、木、金曜日は午後1時から午後4時まで）を除く。）における「自死遺族、自殺予防のためのこころの電話」及び「新型コロナウイルス感染症によるこころの電話」による相談業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」は、平日各3時間を本市会計年度任用職員で対応していたところ、令和2年8月1日から当該業務を拡充して毎日24時間対応することになった。従事する相談員は、その相談の内容から、心理士・看護師・保健師・精神保健福祉士等のいずれかの資格を有することが必須であり、24時間体制で専門職での相談体制を持続でき、かつ相談経験がある事業所への委託が必要となったが、価格のみで業者を選定する競争入札は適さないため、随意契約を行った
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルを実施し、選定委員会において企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき選定した結果、他自治体等で同様の業務の経験を有し、24時間体制で専門職での相談体制を持続できる事業者として、上記の事業者を選定することとした。

11 その他